

集落営農組織の法人化マニュアル

(Q&A)



平成24年(2012年)3月

滋賀県農業再生協議会

は じ め に

滋賀県では平成元年から集落営農の育成を進め、平成22年の集落営農数は798集落と全国1位の数となっています。そのうち、特定農業団体など経理の一元化を実践している組織は平成22年度末で382組織、経営体質の強化を図ろうと法人化している組織は89法人となっており、今後も集落営農組織の法人化が注目され、現在は110法人を超える状況になっています。

また、平成23年3月に滋賀県が策定した「しがの農業・水産業新戦略プラン」では、集落営農組織の経営管理や組織運営の改善のため、担い手の経営体質強化の手段として法人化を支援することとし、平成27年には150法人を目標としています。

そこで、県内の集落営農組織が農業者戸別所得補償制度を活用し、今後の経営発展・経営体質強化をめざすための手段として、集落営農組織の法人化を推進するため本冊子を作成することとしました。法人化を目指す集落営農組織・特定農業団体のリーダーや担い手の支援機関・団体の担当者の方々に広くご活用いただけると幸いです。

最後に、この冊子をとりまとめるにあたってご協力をいただいた滋賀県農業会議の農業経営スペシャリストの中村邦男税理士、石井俊行税理士をはじめ、各農業農村振興事務所農産普及課の担当者のみなさんや滋賀県農業再生協議会担い手育成部会の事務局の方々に深く謝意を申し上げます。

平成24年(2012年)3月

滋賀県農業再生協議会

目 次

1. 法人化制度

Q 1	法人化のメリットはなにか？	1
Q 2	平成22年12月に農地法が改正されたが、農業法人に関わる変更点はなにか？	3
Q 3	農業生産法人か農業生産法人以外の法人か、どちらを選択すべきか？	4
Q 4	特定農業団体を法人化したか、特定農用地利用規程の変更は必要か？	5
Q 5	特定農業団体が法人化したか、特定農用地利用規程を変更しなかった場合、法人化した特定農業団体は「特定農業法人」とはならないのか？	6
Q 6	「特定農業法人」はどのような制度か？	7
Q 7	法人の形態（農事組合法人、株式会社）の選択の留意点（メリット・デメリット）は？	8
Q 8	麦・大豆しか協業経営していないが、法人化することは可能か？また、事例はあるか？	9
Q 9	農地を全て法人に預けた場合、農業委員の選挙権等はどうなるのか？また、その他に影響はあるか？	10
Q 10	「構成員」「組合員」「従事者」等の意味の違いは？	11
Q 11	今後経営の多角化を考える場合、農業生産法人の要件としての関連事業とは？	12

2. 法人設立

Q 12	現状組織の規約を反映できるように、定款は自由に変更できるのか？	13
Q 13	資本金（出資金）額はどの程度がよいか？	14
Q 14	事業年度は何月から何月までがよいか。また、水稻・麦・大豆主体の法人組織の場合、設立月日はいつが望ましいか？	15
Q 15	法人設立の手続きはどうすればよいか。また、法人化後に毎年届けや報告をしなければならぬことは何か？	16
Q 16	法人化にかかる費用はどれくらいか？	21
Q 17	組合員の条件とは？	22
Q 18	構成員以外の農地を引き受けることはできるのか？従事分量配当の対象になるのか？	23
Q 19	組合員の労賃の支払い方法と組合員以外が出役した場合の労賃の支払い方法の違いはあるか？	24
Q 20	営農組合で保有している資産（預金、機械・施設、肥料・農薬・農産物、未収穫農産物等）、負債（借入金・未払い金等）の法人への引き継ぎ方法は？	25
Q 21	現行の集落営農組織との関係についてどのように整理すればよいか？	26
Q 22	集落内に事務手続きに精通した人材がいない場合、どの様に設立事務を進めたら良いのか？委託することも可能か？	27

3. 法人運営

Q 23	法人に全て「お任せ状態」となり組合員の協力が弱くなる事例があると聞くと、その対応は？	28
Q 24	従事分量配当の考え方は？	30
Q 25	農事組合法人が今後経営難に陥った場合の対応方法、解散方法は？	31
Q 26	組合員として加入しても、ほとんど出役しない場合は何か問題はありますか？	32

Q 27 将来世代交代や若手の登用を行う場合、役員（理事）の選出方法はどのように考えればよいか？	33
--	----

4. 会計・税務

Q 28 任意組合と法人の税金負担の差は？	34
Q 29 出資金額による課税割合の違いは？	35
Q 30 従事分量配当は期中に仮払いし、期末に内容により単価を変更することは可能か。 また、毎年、利益余剰金しだいで単価変更することはよいか？	36
Q 31 組合員の家族の出役は、従事分量配当に含む場合と賃金で払う場合の問題はあるか？	37
Q 32 従事分量配当で家族数人が配当を受けた場合、所得税の申告は個人が行うのか、家の代表者がまとめて行うのか？	38
Q 33 役員報酬の金額設定はどの様に考えたらよいか？	39
Q 34 農業経営基盤強化準備金の活用方法と手続きについて教えて。	40
Q 35 法人化後も組合員個人が青色申告で個人所有の機械を経費処理したいが可能か？	46

5. 労務管理

Q 36 農作業事故への対応方法は？	47
Q 37 オペレーターの確保方法、効率的作業を進めるための作業管理方法は？	48
Q 38 集落外の人をオペレーターや役員にできるのか？	49

6. 助成制度

Q 39 法人設立にかかる経費40万円を助成する事業（戸別所得補償制度）について教えて。	50
Q 40 農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算について教えて。	51
Q 41 農業用機械等を導入するための経営体育成支援事業について教えて。	52
Q 42 補助事業で導入した機械・施設などの引継手続きは、どこに相談すればよいのか？	53
Q 43 適当な補助金が見あたらず、機械や施設の導入が思うように進まない。	54

Q 1 法人化のメリットはなにか？

A 集落営農組織を法人化した場合、以下のメリットが考えられます。

①経理事務が軽減できる

任意組合の集落営農組織は農業者個々の集合体ですから、集落営農組織の決算書（貸借対照表・損益計算書等）を構成員個々に分配する必要があり、分配を受けた構成員個々が所得税の申告を行わなければなりません。一方、法人は法人の決算書を作成し、法人が法人税の申告をすれば良いことになります（ただし、法人から労賃を受けた個人は所得税の申告は必要）。

したがって、法人は任意組合のように決算書を構成員個々に分配する必要がなく、経理事務を軽減できることになります。

②労災保険へ加入できる

大型機械を使うことの多い集落営農組織では、労働災害への対応が大きな課題となっています。組合員の死亡事故や後遺症の残る事故が起こった場合、その対応には任意組合には限界があると思われます。

任意組合の集落営農組織は農業者個々の集合体ですから、労災保険への加入は農業者個々が事業主として「特別加入」（特定農作業従事者・特定農業機械作業従事者）することができます。この労災保険の種別ですと保険料は一般の労災保険より高くなり、労災の適用範囲は狭いものですから、集落営農組織の研修会や役員会の行き帰りでのケガなど広範囲にわたる集落営農組織の業務に十分対応できないものです。

一方、法人の場合は組合員に賃金を支払えば、法人の業務に携わる組合員は一般企業と同様の労災保険に加入でき、広範囲にわたる集落営農組織の業務に対応できます。

○労災保険料比較

区 分	加入種別		保険料率	給付基礎額 ^(注1)	労賃額 ^(注2)	保険料額	組合負担額 ^(注3)	備 考
組合員等	一般加入		12/1000	—	3,000,000	36,000	71,040	法人として加入
代表理事	特別加入	中小事業主等	12/1000	8,000	2,920,000	35,040		
組合員等(役員含む)	特別加入	特定農作業従事者	9/1000	8,000	2,920,000	26,280	1,051,200	個人加入
組合員等(役員含む)	特別加入	特定農業機械作業従事者	5/1000	8,000	2,920,000	14,600	584,000	個人加入
組合員等(役員含む)	特別加入	上記2つの特別加入 ^(注4)	9/1000 5/1000	8,000	2,920,000	40,800	1,632,000	個人加入

(注1)；給付基礎額は3,500～20,000の13段階あるが、8,000円とする（一般組合員の日給と同程度）。

(注2)；特別加入の労賃額は給付基礎額×365日。

(注3)；組合員数を40名(役員含む)とした場合。

(注4)；特定農業機械作業従事者では草刈り等の業務に対応できないため、特定農作業従事者にも加入した場合。

○農事組合法人(集落営農組織)の組合員の業務内容と労災適用範囲

業 務 内 容	担当する者	業務を行う主な場所	想定されるリスク	労災適用	
				特定農作業等	一般労災
経営管理業務 (生産・販売・労務等の管理業務)	組合員 (〇〇部長)	屋内(事務所・会館等)	集落の会館への行き帰りの事故	×	○
労務管理 (出役計画・出退勤管理……)	組合員 (〇〇部長)	屋内・外(生産作業現場)	管理業務を屋外で行った場合の事故	×	○
生産活動業務	組合員	屋外(圃場)		○	○
販売活動業務 (営業・配達)	組合員	事業所外	営業先までの途上、営業先での事故	×	○
販売活動業務 (精米・梱包)	組合員	事業所内	直売のための梱包作業での事故	×	○
経理事務	組合員	屋内(事務所・会館等)	事務所・会館への行き帰りの事故	×	○
研修活動	組合員	事業所外	組合員の研修・理事の講演活動等	×	○
全て	組合員外			—	○

③対外信用力がつく

スーパーなどの企業との取引には、一般的に法人格がないと取引できません。任意組合の集落営農組織では企業側から法人化を求められた、という事例もあると聞きます。

県内の集落営農組織でも野菜生産などの複合化や農産物加工などの多角化の志向が高まっています。こういった事業を小売業・卸売業などと連携して進める場合には、法人化により対外信用力を高める必要があります。

④農業経営基盤強化準備金の活用が可能

集落営農組織を法人化して、認定農業者になると「農業経営基盤強化準備金」の活用が可能となります。この準備金制度は、農業者戸別所得補償制度などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を損金に算入できるというものです。

任意の集落営農組織では、機械等の更新のためには構成員個々の拠出によらなければなりませんが、この制度を活用すれば法人で積み立てた積立金によって計画的な機械更新が可能となります。

⑤経営管理能力の向上

集落営農組織を法人化することで、複式簿記が必須となります。複式簿記では単式簿記と異なり資金の調達・運用状況までもが把握でき、経理が明確になることで、コスト意識が醸成され、経営の効率化を進めることが可能となります。

県内でも、「集落営農組織を法人化して、毎年決算書を見ることで、経営がわかってきた」と言う法人の役員も多数存在します。



Q 2 平成22年12月に農地法が改正されたが、農業法人に関わる変更点はなにか？

A 農地の貸借を進め、効率的な利用を促進するため、農地法が改正されました。農業法人に関わる改正内容は次のとおりです。

①農業生産法人以外でも農地の借入が可能となりました。

従来の法律では、法人が農地を借りるためには「農業生産法人」の要件を満たす必要がありました。今回の法改正では、農地の貸借については規制が緩和され、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれる、①農作業常時従事者以外の個人、②農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事）も、農地を借りることができます。ただし、この場合、借りた農地を適正に利用していない場合に貸借を解除できる旨の条件付きの貸借契約が必要です。

農業生産法人と農業生産法人以外の法人の相違点

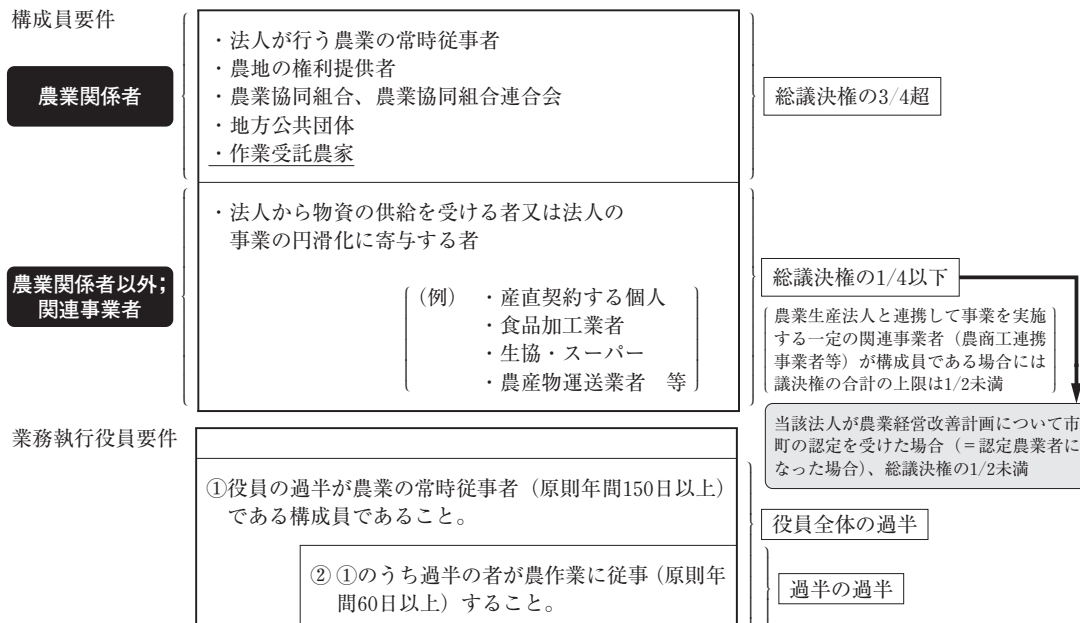
区 分	農業生産法人	農業生産法人以外の法人	備 考
農地の権利移動の要件	①全部効率利用要件 ②下限面積要件 ③農業生産法人要件 ④地域との調和要件	①全部効率利用要件 ②下限面積要件 ④地域との調和要件	①「全部効率利用要件」：農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと ④「地域との調和要件」：周辺の農地利用に悪影響を与えないこと
契約条件	－	解除条件付き契約	

②農業生産法人の出資制限が緩和されました。

従来の法律では、①法人へ農作業を委託している者は、議決権の制限を受ける構成員となっていました。また、②関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限がありました。今回の改正では、集落営農組織の法人化と農業への新規参入の促進のため、①農作業を委託する者も、農地を貸している者（農地提供者）等と同等の取り扱いとなりました。また、②関連事業者の議決権について、1事業者当たり1/10以下とする制限が廃止されました。ただし、総議決権の原則1/4以下という制限は残り、農商工連携の相手方等となる事業者が構成員である場合、議決権の合計は1/2未満が上限になります。

法改正後の農業生産法人の要件

- (1) 法人形態要件 農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
株式会社（株式譲渡制限のあるもの）
- (2) 事業要件 農業（農産物の加工・販売、農作業受託などの関連事業を含む。）の売上高が過半であること。
- (3) 構成員要件



Q 3 農業生産法人か農業生産法人以外の法人か、どちらを選択すべきか？

A 特定農業法人制度は前のQのとおり、農地法の改正により、農地の借り入れだけで農業を行う場合は、農業生産法人か農業生産法人以外の法人か、の選択が必要となりました。

農業生産法人で農事組合法人の場合は、農業に係る事業税が非課税となっています。集落営農組織の法人化は農事組合法人を設立されることが多いので、農業生産法人として税制上の優遇措置を受ける方が有利といえますから、農業生産法人を選択されることをお勧めします。

したがって、税制上の優遇措置を受けるには、農事組合法人の設立後、農地を法人で借り入れて農業生産法人となる必要があります。



Q 4 特定農業団体を法人化したか、特定農用地利用規程の変更は必要か？

A 特定農用地利用規程は地域ぐるみで農用地の利用改善を図る規程で、農地・作業の集積を一定の担い手に任せていこうというものです。

したがって、特定農業団体が法人化した場合は、特定農用地利用規程を見直し・変更が必要だと思います。

また、農用地利用規程を変更する場合は市町の認定が必要ですが、特定農業団体が特定農用地利用規程の期間内に法人化した場合、その特定農用地利用規程を変更して法人化した特定農業団体(特定農業法人)として定めるときは、市町の認定が必要ないこととなっています(経営基盤強化法第24条)。

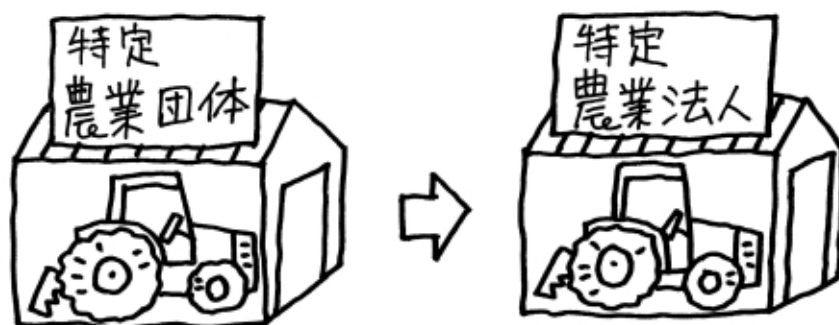
なお、手続きは以下の手順となります。

①特定農業団体が、あらかじめ農用地利用改善団体に法人化することの通知

②農用地利用改善団体が、特定農用地利用規程を変更(特定農業団体が特定農業法人となる)
特定農業団体を法人化する場合は、事前に市町に相談して下さい。

Q 5 特定農業団体が法人化したか、特定農用地利用規程を変更しなかった場合、法人化した特定農業団体は「特定農業法人」とはならないのか？

A 特定農業団体が法人化しても農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置づけられていないので特定農業法人にはなりません。



Q 6 「特定農業法人」はどのような制度か？

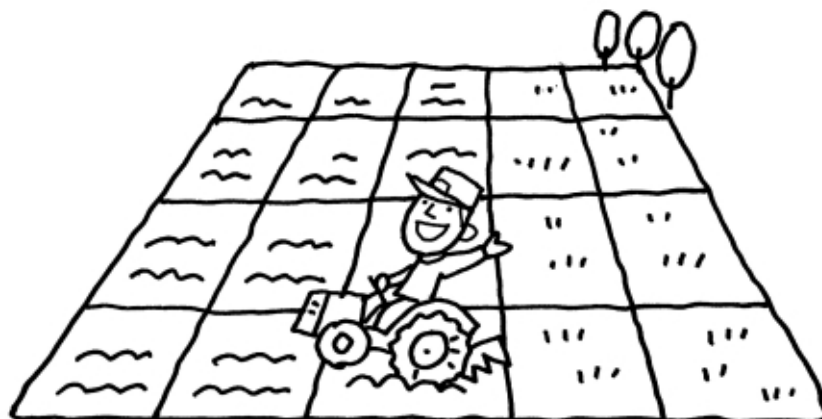
また、特定農用地利用規程で、農地の預け先が規定できるが、同規定が1回の更新しかできないのはなぜか？

A. 特定農業法人の制度は、地域の実情に応じ、地域の農業生産を集落全体で担う途を明確に位置づけることで、将来的に地域の効率的かつ安定的な農業経営へと発展させることを目的として、農業経営基盤強化促進法により創設されたものです。

特定農業法人は、担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農用地面積の過半(1/2以上)について農業上の利用を担う法人として、地域合意の下に特定農用地利用規程に明確化された農業経営を営む法人です。

なお、特定農用地利用規程の有効期間は5年間とされていますが、特定農業法人が有効期間内に農用地集積の目標面積を達成できない場合、有効期間を延長することが認められています。ただし、あまりにも長期間にわたって、特定農業法人に農地の引き受け義務を負わせることは酷と考えられるため、延長は1回に限り認められています。

農用地面積の過半 ⇨ 特定農業法人



Q 7 法人の形態(農事組合法人、株式会社)の選択の留意点(メリット・デメリット)は？

A 法人の形態の違いによって、それぞれ特徴も異なります。法人の形態の特徴を十分吟味して形態を選択することが必要です。

集落営農組織で選択されることの多い農事組合法人と一般の農業法人で使われることの多い会社型法人(株式会社)との相違点は下表のとおりです。

特に、議決権は農事組合法人が「1人＝1票」、株式会社が「1口＝1票」となっています。よって、従来の集落営農組織と同様に運営できるのが農事組合法人です。また、農事組合法人は「配当」という形で労働報酬を受け取ることが可能です。この配当を受け取った個人は「農業所得」として申告することになりますから、従来の所得区分と変わりません。一方、株式会社は労働報酬を「給与」として支払いますから、サラリーマンは勤務先の就業規則に留意する必要があります。

さらに、集落営農組織の運営方法や多角化といった六次産業化など取り組む事業によっても法人形態の選択肢が異なります。近年、集落営農型農業法人でオペレーターが特定されるなど、少数の人数で法人を運営される事例が散見されます。このように、集落の少数のオペレーターで農業経営を行う場合や農産物の加工事業によって従業員を多数雇用する場合は株式会社の選択が可能です。

農事組合法人の場合、構成員が平等に議決権を持つという性格上、会社型法人と比較して「意思決定に時間がかかる」というデメリットがあります。このようなことから、当初は設立コストも安価な農事組合法人を設立して、法人の状況に応じて会社型法人(株式会社)へ形態変更することも考えられます。

株式会社は経営に責任を持つ者が議決権を多く持ち、その経営者の意思で法人の運営ができます。集落の農業・農地を永続的に守るためには後継者が必要です。やる気のある若い後継者を育てるためには、こういった法人形態がいいのか、といった視点でも検討されることをお勧めします。

区 分	農事組合法人	会社型法人
出 資 者	農 民 *農民とは、農協法3条の規定で、「自ら農業を営み、または農業に従事する個人」をいいます。	誰でもOK
議 決 権	1人＝1票 *集落営農組織の運営そのままOK	1口＝1票 *多くの出資をする者が議決権を多く持つ
労 働 報 酬	○従事分量配当 *従事分量配当；法人は「損金」、受け取った個人は「農業所得」 ○給 与 *源泉徴収することが必要 *サラリーマンは地元で兼業していることになります	○給 与 *源泉徴収することが必要 *サラリーマンは地元で兼業していることになります
事 業	営農組合の事業をそのまま引き継ぐ。 *但し、実施できる事業の範囲は会社型と比較して狭い	営農組合の事業をそのまま引き継ぐ。 *但し、農事組合法人より事業範囲は広い
設立コスト	・公証人の承認手続き不要(認証手数料不用) ・設立、定款の変更等の登記にかかる登録免許税非課税	・公証人の承認手続き必要(認証手数料必要) ・設立、定款の変更等の登記にかかる登録免許税必要
形 態 変 更	株式会社への形態変更可能	農事組合法人への形態変更不可能

Q 8 麦・大豆しか協業経営していないが、法人化することは可能か？また、事例はあるか？

A 麦・大豆の協業経営でも法人化することは可能です。

法人化には「これぐらいの所得がないと法人化できない」といった所得要件などはありません。ただし、法人の経営が成り立たなければ続かないわけですから、麦・大豆の協業経営で法人の経営が成り立つか否かを見極める必要があります。麦・大豆の協業経営でも適正な労働報酬が支払えるなど経営が成り立ち、将来規模拡大など経営発展が望めるのであれば法人化は可能です。

また、県内でも麦・大豆の協業経営の法人は存在します。

しかしながら、一般的には麦・大豆の経営では経営が成り立ちにくいので、水稻を含めた協業経営を目指すことが必要です。近年、農業従事者の高齢化が進んでいます。将来の集落の状況を考慮して、法人化の検討の際には、どのように水稻経営を取り入れていくのかといったことも検討すべきです。

なお、水稻の協業経営を進めるメリットには、①個人所有機械を減少させ、組織所有の大型高性能機械の導入による低コスト・省力化が実現できる、②水田の共同管理で適期作業が可能となり、水稻の品質向上が可能になる、③①と②によって所得向上につながる、といったことが考えられます。

* 参考資料

みんなで考えよう集落の明日を－水稻を含めた協業経営のすすめ－

(<http://www.shiga-suiden.jas.or.jp/ninaite/nks-0010.pdf>)



Q 9 農地を全て法人に預けた場合、農業委員の選挙権等はどうなるのか？また、 その他に影響はあるか？

A 農業委員の選挙権・被選挙権は、①10 a 以上の農地について耕作の業務を営む者、②①の同居の親族又はその配偶者（年間概ね60日以上耕作に従事）、③10 a 以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の構成員（年間概ね60日以上耕作に従事）、となっています。集落営農組織を法人化して、構成員が農地を全て法人に賃貸借した場合は、③に該当し、構成員だけが選挙権・被選挙権を持つことになります。よって、従来の集落営農組織の場合は、農家個々が協業経営をしていたわけですから、例えば経営主の他に配偶者、子供が従事して選挙権・被選挙権が認められていたとすると、1農家で3票の選挙権・被選挙権があったものが、法人化によって1票になってしまうことになります。例えば集落に40戸の農家があって、1農家当たり3票あった場合は、 $40 \times 3 = 120$ 票あったものが、40票になる、ということになります。

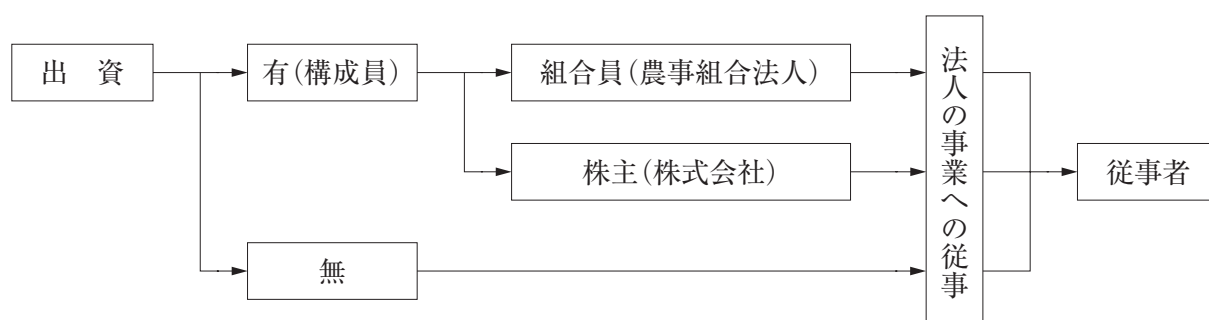
また、JAの組合員資格については、「農業者」であれば組合員となれます。農協法では「農業者」とは「農民」であり、「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいいます。したがって、農地（水田）を全て法人に貸し付けたとしても畑地の経営があれば農民といえますし、農事組合法人等の構成員で農業に従事すれば農民といえ、組合員になることは可能です。

農業共済組合の評価委員は、理事会の承認を得て任命され、組合長の命を受けて従事します。評価員は、その人の経験、技術、見識等に着眼して任命されることとなっており、特に農業者でなければならないということはありません。

ちなみに、共済には損害評価会委員という方もおられますが、評価会委員は学識経験者等であり、農業者でなくても構いません。

Q10 「構成員」、「組合員」、「従事者」等の意味の違いは？

A 法人の「構成員」は出資者のことです。農事組合法人の出資者が「組合員」であり、株式会社の場合は「株主」です。「従事者」は、法人の事業等に従事する者であり、出資の有無には関係ありません。



Q11 今後、経営の多角化を考える場合、農業生産法人の要件としての関連事業とは？

A 農業生産法人の要件の関連事業とは、農地法第2条第3項第1号で「その法人の主たる農業（その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの）」と規定されています。

具体的には下表のとおりですが、注意しなければならないのは、関連事業は法人が行う農業に関連する事業ですから、例えば、米・麦・大豆の経営で下表の事業範囲の具体例にある畜産食料品の製造は関連事業にはあたらない、ということです。

農業生産法人の農業および関連事業の例示

農 業		農業に関連する事業	
1. 耕 作 2. 養 畜 3. 養 蚕 4. ・上記の業務に必要な肥料、飼料等の購入 ・通常商品として取り扱われる形態までの生産物の処理（例えば、果実等の選別・包装） ・生産物の販売 5. 農業と併せ行う林業経営 （林業の作業受託含む。例えば、山林を所有しない農業生産法人による枝打ち作業等の受託） 6. 農事組合法人の場合は、農協法第72条の8第1項第1号の事業含む 「農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)又は農作業の共同化に関する事業」		法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つもの	
事業の種類		事業範囲の具体例	
農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工		○畜産食料品の製造 ○野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存・食料品製造 ○精穀・製粉 ○パン・菓子製造 ○製茶 －ミカンを生産する農業生産法人が、その生産したミカンに加え、他の生産者から購入したミカンを原材料にジュースの生産を行う場合など ○レストランの設置運営 －当該生産法人で生産した米を使ったおにぎりや、生産した肉を使って、他から仕入れた米、パンや野菜等を添えたステーキを販売するレストラン等の設置運営をする場合など	
農畜産物の貯蔵・運搬又は販売		○普通・冷蔵倉庫による貯蔵 ○トラックによる運搬 ○農畜産物卸売 ○食肉小売 ○野菜・果実小売 －ミカンを生産する農業生産法人が、その生産したミカンに加え、他の生産者が生産したミカンを貯蔵・運搬又は販売する場合など ○直売施設の設置運営 －当該生産法人で生産した農畜産物及び他の農家が生産した農畜産物を直接消費者に販売する場合など	
農業生産に必要な資材の製造		○肥料の生産 ○飼料の生産 －肉用牛の一貫経営を行う農業生産法人が、その法人の肉用牛の飼育に使用する飼料に加え、他の畜産農家等へ販売のための飼料の製造を行う場合など	
農作業の受託		○稲作の基幹3作業の受託 －当該生産法人の作業に加え、他の農家の作業を受託する場合など	
農村滞在型余暇活動への利用を目的とした施設の設置・運営・必要な役務の提供		○観光農園や市民農園(農園利用方式に限定) ○農作業体験を行う都市住民等が宿泊・休養するための施設 ○上記農園や施設内で行われる各種サービス ○上記宿泊・休養するための施設内に設置された農畜産物等の販売施設等	

Q12 現状組織の規約を反映できるように、定款は自由に変更できるのか。

A 農事組合法人は農協法に規定された法人形態です。したがって、農林水産省が定めた定款例は農協法に準じて示されているものですので、設立する法人の運営上不要なものは削除いただいて結構ですが、基本的に定款例に準じてください。

現状の集落営農組織の独自の決めごとについては、定款例第46条に「規約」が規定されていますので、それによって独自の決め事を規程、規則等細則で定めて下さい。



Q13 資本金(出資金)額はどの程度がよいか？

A 資本金は法人の運転資金であり設備資金でから、資本金は多ければ多いほど法人の運営は資金的に余裕があることになり、少なければ資金ショートしてしまいます。

税務上は、消費税の納税義務が個人事業の前々年または法人の前々年度の課税売上が1,000万円を超える事業者となっていますが、新設法人など資本金が1,000万円以上の場合は課税業者となります（あえて資本金を1,000万円以上にして課税業者となる場合もあります）。さらに、法人住民税は資本金が1,000万円を超えると税額が高くなります。

こういったことから、資本金は1,000万円未満の法人が多いようです。

また、任意の集落営農組織の営農用の預金口座をみて、資金繰り上から必要な資金額を見積もれば資本金額が決定できます。例えば、前年度の開始時期の残高が800万円あって、コメの販売代金が入金されるまでに790万円支出し、販売代金が入金されてからは販売代金で賄ってきた、といった場合であれば最低790万円の資本金があれば法人の運営が可能、ということになります。

したがって、資本金は設立する法人の資金繰りと課税の取り扱いの相違から金額を決めることとなります。

法人住民税

法人等の区分	法人県民税		法人市町民税＊
		左のうち「琵琶湖森林づくり県民税」	
「資本金等の額」が1千万円以下である法人等	年額 22,200円	年 2,200円	年 50,000円
「資本金等の額」が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 55,500円	年 5,500円	年 130,000円

＊法人市町民税は市町税務課で確認してください。

Q14 事業年度は何月から何月までがよいか。また、水稻・麦・大豆主体の法人組織の場合、設立月日はいつが望ましいか？

A 法人の決算時期は一般に「棚卸資産が少なく、ヒマな時期で納税資金があるときが良い」と言われています。法人税の申告時期は決算後2ヶ月以内となっていますから、それまでに法人の決算総会で利益を確定する必要があります。例えば、決算月を1月にすれば3月に申告することになり、3月の申告までに総会を開催する必要がある、というスケジュールになります。

多くの集落営農組織では総会を冬期に開催されています。農家のみなさんが集まりやすい時期を選んで総会を開催されているということを考えると、水稻・麦・大豆の農業経営の場合は、冬期に決算期とした事業年度とするのがベターだと思います。一般的には1月～12月、4月～3月、3月～2月といった事業年度が多いようです。また、法人税の申告は個人の所得申告と異なり、複雑なものですから税理士と顧問契約をされている法人が多いようです。税理士に法人税申告を依頼する場合は、事業年度について当該税理士と相談することをおすすめします。

一方、法人の設立時期はいつの時期でも結構ですが、任意の集落営農組織の資産を引き継ぐことを考えると、決算時期と同様に棚卸資産の少ない時期がベターと言えます。ただ、法人設立を優先して、法人設立後に任意組合の資産を引き継ぐことも可能です。例えば、事業年度を4月～3月と定め、法人を12月に設立した場合、法人の第1期の事業年度である12月～3月は活動せず（法人税申告は課税所得0円で申告、法人住民税は月割り計算することになります。）、その間に引き継ぎ準備を進めて法人の第2期の4月から事業を開始することもできます。

要はどの業務から法人の業務とするか（田植えから、麦の播種から）を決定し、それにあわせて法人を設立することがスムーズだと思います。ただ、夏季など水田に作物がある時期に法人を設立して、収穫から法人の業務とする場合は、法人を設立して水田にある作物を棚卸価格で法人が買い取り、収穫して法人の売上に計上するといった面倒な事務が発生しますので留意が必要です。

さらに、集落営農組織で具体的に法人設立を検討されている段階で国庫補助事業に取り組む場合は、法人設立後の資産の引き継ぎが発生しますので、補助金を受ける前に法人を設立する方が便利です。ただし、こういった場合は、市町農政担当課等と相談の上、事務を進める必要があります。



Q15 法人設立の手続きはどうすればよいか。また、法人化後に毎年届けや報告をしなければならないことは何か？

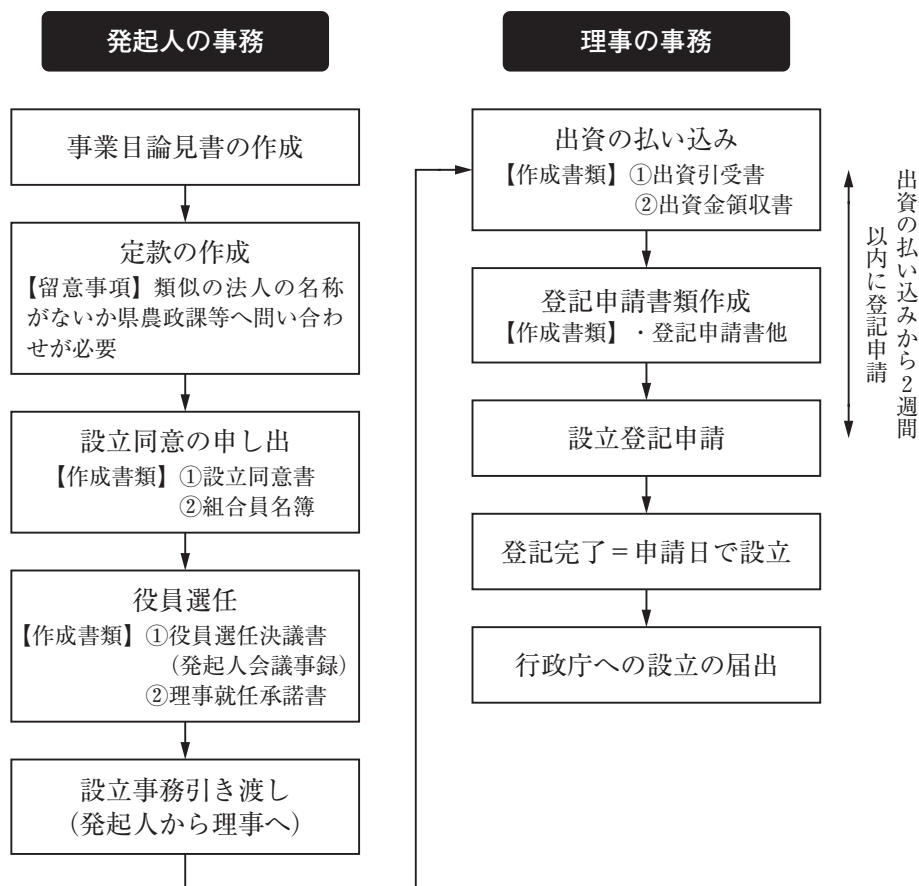
A 法人設立の手続きは法人形態によって異なります。一般に農事組合法人と株式会社など会社型法人との違いは、公証人による定款認証の有無です（農事組合法人は定款認証が不要）。法人の設立事務は法人形態によって決まっていますので、下図（農業組合法人の場合）を参考にしてください。

下図の通り、法人の設立手続きは定型化されたものであり、集落の合意によって、①法人の名称、②事業内容、③資本の総額、④構成員ごとの出資金額、⑤役員さえ決まれば、その後の手続きは1～2ヶ月程度で登記することは可能です。

法人設立で重要なのは、法人設立後の運営をどのようにするかといった事業計画と集落営農組織内での合意形成です。よって、発起人（法人を設立しようと発起する人）で作成する事業目論見書が重要なものとなりますので、①法人を設立する趣意、②法人の事業内容、③集落営農組織の構成員の役割、④経営計画（損益計画）を十分検討することが重要です。

また、法人設立後の届け出等は次ページの通りです。法人設立後には、各種の役所へ届出をしなければなりません。しかも提出期限が決まっていますので、税務関係や従業員を雇用する場合は専門家へ委託し、農業に関係するものは自らが手続きを進めるといったことをお勧めします。

○農事組合法人の設立手続き



○法人設立後の届け出等

区 分		提出先	提出する書類	届け出時期
税務関係	法人市町民税	市町税務課	法人設立届（添付書類：定款のコピー、登記簿謄本のコピー、設立時の貸借対照表）	設立登記の日以後 2 月以内
	法人県民税	県税事務所	法人設立届（添付書類：同上）	
	法人事業税	税務署	法人設立届（添付書類：同上） 青色申告書の承認申請 給与支払い事務所の開設届 棚卸資産の評価方法の届出書、 減価償却資産の償却方法の届出書 消費税の届出書 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	設立登記の日以後 2 月以内 設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日まで 1 か月以内
農地の借り入れ		農業委員会・市町農政担当課	農地法 3 条申請または農用地利用集積計画作成申出書	
農業者戸別所得補償制度 ＊ 1		近畿農政局地域センター	農業経営の承継等に関する申出書（様式16号）＊ 2 交付申請書（様式 1 号） 交付金振込口座申出書（様式 3 号）＊ 3	
収入減少影響緩和対策積立金＊ 1		近畿農政局地域センター	原則は、積立金の返納の上、再度積立をするが、事前に地域センターに相談すること。	
認定農業者		市町農政担当課	農業経営改善計画書	
農事組合法人の場合		農業農村振興事務所 農産普及課	農事組合法人設立届（定款(写)、登記簿謄本、設立理由書、農事組合法人調書、設立発起人の資格調書添付）	
従業員等を雇用する場合		労働基準監督署（労災保険） 職業安定所（雇用保険）	労働保険の保険関係成立届	従業員を雇い入れてから10日以内
J A 正組合員、口座開設		J A	加入申込書・口座開設申込書（定款(写)、登記事項証明書、印鑑登録証明書）	

＊ 1；集落営農の法人化といっても、様々な状況があり、事務的な手続についてもケースバイケースで判断していく必要があります。よって、事前に地域センターまでご相談下さい。

＊ 2；添付書類；①法人化について総会その他の議決機関で議決したことを証する書類の写し、②前身の組織及び法人の構成員の一覧の写し

＊ 3；添付書類；承継者（法人）名義の通帳の表紙裏のコピー

(農業者戸別所得補償制度「農業経営の承継等に関する申出書」(様式16号))

様式第 1 6 号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

交付申請者氏名

〔 法人等にあつては、
名称及び代表者氏名 〕 印

経営承継者又は
相続人の氏名

〔 法人等にあつては、
名称及び代表者氏名 〕 印

農業者戸別所得補償制度の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容(該当するものにレ印を記入してください) ☐ 合併 ☐ 移譲 ☐ 相続 ☐ 法人化 ☐ その他(以下に具体的に事由を記入してください) []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 (対策加入者)	(いずれかにレ印を記入してください) 〔新〕 ☐ 承継後の経営体(経営承継者) ☐ 経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

※ 経営を承継しない相続人の方で、御本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、下記により振込先となる口座名等をご記入ください。

金融機関名(ゆうちょ銀行以外)		支店名	種目
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金		支店	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知
口座番号 (右詰でご記入ください)	口座名義		
フリガナ			
漢字			
ゆうちょ銀行			
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)		番号(右づめで記入)	
1 0 ※		1	
口座名義			
フリガナ			
漢字			

(注意事項)

- (1) 交付申請者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該交付申請者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。
- (2) 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
- (3) 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
- (4) 収入減少影響緩和対策加入者にあつては、積立金についても承継することとなりますので、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。
- (5) 交付金の口振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

(農業者戸別所得補償制度「交付申請書」(様式1号))

様式第1号

年産

農業者戸別所得補償交付金交付申請書

農林水産大臣 殿

農業者戸別所得補償交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日 年 月 日

交付申請者欄	フリガナ	ウリン タロウ		申請印
	氏名又は法人・組織名	農林 太郎		印
	フリガナ			経営形態 ☐ 個人 ☐ 集落営農(構成員)人 ☐ 法人
	代表者氏名(法人・組織のみ)			
	住所	(〒 123-4567) 東京都千代田区霞が関1-2-1		
	電話	03 — 1234 — 5678	FAX	03 — 1234 — 5678
E-mail	@			

水田・畑作経営所得安定対策への加入状況

平成22年度に「水田・畑作経営所得安定対策」に

☐ 加入していた

☐ 加入していなかった

※平成22年度に「水田・畑作経営所得安定対策」に加入されていた方は、「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書」を必ず添付してください。

〈担当者記入欄〉

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

交付申請の内容

別紙の「交付申請の内容(詳細)」をお読みいただき、交付申請するものの欄にレ印を記入してください。

(1) 米の所得補償交付金	☐ 申請する	(4) 規模拡大加算	別様式
(2) 畑作物の所得補償交付金		(5) 再生利用加算	☐ 申請する
① 数量払	☐ 申請する(予定)	(6) 緑肥輪作加算	☐ 申請する
② 営農継続支払	☐ 申請する		
(3) 水田活用の所得補償交付金	☐ 申請する		

各種確認事項

該当するものの欄にレ印を記入してください。

販売農家であることの確認

農業共済への加入状況(加入予定含む)

農作物共済

畑作物共済

☐ 加入 ☐ 未加入

☐ 加入 ☐ 未加入

販売実績

☐ あり ☐ なし

※平成22年度「水田・畑作経営所得安定対策」に加入していた方はレ印は不要です。

農業共済資格団体(適合)

☐ 適合する

☐ 適合しない

※集落営農のみレ印を記入してください。

調整水田等の不作付け地の改善計画

市町村への申請状況

☐ あり

☐ なし

担当者記入欄

(市町村の認定状況)

済 未済

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について

☐ 同意する

登録済の振込口座の変更

☐ 変更なし

☐ 変更あり

環境保全型農業直接支払の申請

☐ 申請する予定

〈担当者記入欄〉

【地域協議会等】

【地域センター】

様式第3号

農業者戸別所得補償交付金振込口座届出書

平成22年度に実施した「戸別所得補償モデル対策」に加入されていない方は、必ず提出してください。「戸別所得補償モデル対策」に加入された方は、振込口座を変更したい方のみ提出してください。口座名義人は交付申請者名と同じにしてください。

地方農政局長 殿

氏名 印

交付金の振込口座	申請の内容		☐ 新規加入 ☐ 振込口座変更																	
	金融機関(ゆうちょ銀行以外)																			
	金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名															
					農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金															
	支店コード(数字3ケタ)				支店名															
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)								口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)											
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知																			
	口座名義人																			
	フリガナ																			
漢字																				
ゆうちょ銀行	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)														番号(右づめで記入)					
	1 0 ※														1					
	口座名義人																			
	フリガナ																			
	漢字																			

〈担当者記入欄〉	
金融機関コード	支店コード

交付申請者管理コード													
地域協議会等管理コード													

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード													
A													

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

※収入減少影響緩和対策に加入している方は、23年産以降の同対策に係る交付金及び積立金の振込口座も本届出書の口座となります。

Q16 法人化にかかる費用はどれくらいか？

A 株式会社の場合は、①法人の印鑑（会社印・銀行印・代表者印）の調製代金（1万円程度～）、②公証人役場の定款認証に9万円（収入印紙代4万円＋認証手数料5万円）、③法務局の登記（登録免許税）に15万円（資本金額×7/1000、最低額15万円）と約30万円必要です。

一方、農事組合法人の場合は、定款認証や登記にかかる登録免許税が不要ですから法人の印鑑調製代金だけで設立できます。農事組合法人の場合は、設立費用も多額ではありませんし、設立事務も困難なものではありません。時間的に余裕があれば、理事自らが設立手続きを進めることが可能です（登記するものですから誤字・脱字のないように心がける必要があります）。

なお、法人の登記手続きを司法書士に依頼すると、上記以外に手数料が必要です。司法書士に依頼する場合、定款や登記申請書など必要書類を作成した上で依頼すると、全てを依頼するより安く設立できるようです。

なお、農業者戸別所得補償制度では、集落営農組織の法人化に対する事務費相当を助成する制度があります。詳しくはQ39を参考にしてください。



Q17 組合員の条件とは？

A 農事組合法人の組合員は農協法に定める「農民」でなければなりません。農協法による「農民」とは「自ら農業を営み、又は農業に従事する個人」であり、農地の所有の有無は関係ありません。また、組合員は出資者のことで、理事は組合員でなければなりません。監事を置く場合、組合員以外でも監事になれます。

また、農事組合法人の定款例には第3条で地区の規定があります。この地区の規定は第9条の組合員資格に記載されている地区のことです。よって、同定款例第3条の地区に「住所を有する農民」でなければ組合員になることができません。集落営農組織を設立する際に、集落内に農地を所有する不在村地主に出資を求め、構成員としているところもあります。このような不在村地主で集落営農組織の出役実績もない構成員は、農事組合法人の定款の規定にしたがって組合員になることができません。一方、不在村地主が日常の出役は期待できないものの、いくらかの出役が期待できる場合は組合員外の臨時雇用者として雇用することは可能です。このような不在村地主がある場合の当初の出資金の取り扱いは、①集落営農組織を清算する際に出資金を返還する、②法人の預かり金として引き継ぐ、③民間企業の「〇〇友の会」のように、集落営農型農業法人のサポーターとして位置づけて会費として引き継ぐ、などの対応が考えられます。どのように取り扱うかは、集落営農組織の役員が当該不在村地主と協議し、相互の合意によって決定します。

また、組合員には年齢制限はありません。ただし、未成年が営業する場合は商業登記法によって制限があり、保護者等の承諾を得ないと未成年者商業登記簿に登記ができないこととなっていますので、未成年者は法人の役員に就任することができないと考えられます。さらに、集落営農組織を法人化する場合、出役作業のことを考慮すると組合員は18歳以上の方が望ましいと考えられます。

法人を設立し、農地を借入等する場合に留意しなければならないのは、納税猶予制度との関係です。納税猶予制度には、①贈与税納税猶予制度と、②相続税納税猶予制度があります。相続税納税猶予制度の場合は、平成21年度税制改正により設立した法人に農業経営基盤強化法に基づく利用権設定（特定貸付け）を行うことで納税猶予は引き続きます。また、贈与税納税猶予の場合は、平成24年度から特例措置が創設される予定です。その内容は、受贈者が農地の贈与を受けてから10年以上営農を継続した後、特定貸付けを行った場合、納税猶予が継続されるといったものです。

http://www.maff.go.jp/test/keiei/koukai/pdf/zeisei_zouyo.pdf

区 分	組合員	組合員外	備 考
出 資	○	×	農事組合法人の定款に規定する農民であれば出資によって組合員となる。同定款に規定する農民でなければ出資ができず組合員外となる。
農地所有	－	－	農地の所有の有無は組合員資格に関係ない
理 事	○	×	未成年者の組合員は理事になれないと考えられる
監 事	○	○	
相続税納税猶予との関係	○	○	特定貸付け（利用権設定）
贈与税納税猶予との関係	○	○	特定貸付け（利用権設定）（平成24年度の予定）

Q18 法人が構成員以外の農地を引き受けることはできるのか？また、組合員以外の者が出役した場合、従事分量配当の対象になるのか？

A 法人が構成員以外の農地を借り入れることは可能ですし、法人に労働力や機械などの経営資源に余力があるのであれば積極的に構成員以外の農地を借り入れて規模拡大すべきでしょう。

従事分量配当は組合員に対して行うものですから、組合員以外の者が出役した場合の労働報酬は給料（賃金）として支払います。なお、組合員の家族（生計を一にする親族）が所得税法施行令第62条3項に該当する場合には、組合員の家族の出役分も従事分量配当として支払うことができますが、その支払額は組合員の従事分量配当と合算して、組合員が申告することになります。なお、所得税法施行令第62条3項に該当するか否かは、税理士さんに確認して下さい。



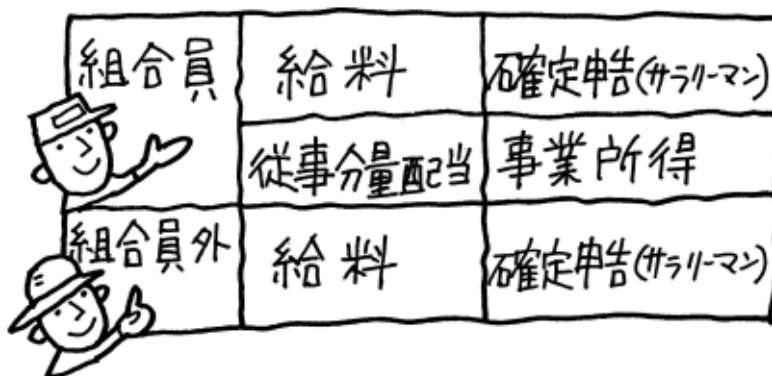
Q19 組合員の労賃の支払い方法と組合員以外が出役した場合の労賃の支払い方法に違いがあるか？

A 農事組合法人の組合員（構成員）へ労賃を支払う方法には、①給料などの確定給与を支払う方法と、②従事分量配当として支払う方法、の二通りあります。一方、組合員以外の者への労賃の支払いは、給料（アルバイト賃金を含む）として支払います。

組合員に給料を支払う農事組合法人は、法人税法上普通法人扱いとなり、税率の軽減はありません。従事分量配当を支払う農事組合法人は、従事分量配当が損金として認められ、法人税は協同組合等の軽減税率が適用されます。

また、組合員が受け取る給料はサラリーマンの場合は確定申告が必要となり、従事分量配当は個人の事業所得となります。

組合員への労賃の支払い方法は、年度毎に給料と従事分量配当を変更してもかまいませんが、組合員に給料と従事分量配当を併用すること（組合員Aは給料、組合員Bは従事分量配当）はできません。



組合員	給料	確定申告(サラリーマン)
	従事分量配当	事業所得
組合員外	給料	確定申告(サラリーマン)

Q20 営農組合で保有している資産（預金、機械・施設、肥料・農薬・農産物、未収穫農産物等）、負債（借入金・未払い金等）の法人への引き継ぎ方法は？

A 大まかにいえば、動産は有償譲渡（売買）、不動産は賃貸借契約によって引き継ぎます。

預金の場合、営農組合は任意組合ですから、組合で保有している預金は組合員個々の財産です。組合員個々の持分が決まっていますから、これを資本金として引きつぎます。必要な資本金より預金の方が多い場合は、①資本金との差額を組合で預かっておき、将来の設備投資資金の原資とする、②または組合員個々へ返金する、③組合員の合意の基で「預かり金」として法人へ引き継ぐ、こととなります。必要な資本金より預金の方が少ない場合は、不足分だけ出資者になろうとする者から出資してもらいます。

借入金は（株）日本政策金融公庫などの公的資金の場合、「重畳的債務引受」の手続きが必要です。借入金がJA等の市中銀行からの借入の場合は、JA等の市中銀行と事前に相談の上、借入金と同額の動産を譲渡することが可能です。

棚卸資産（肥料・農薬・農産物）は有償譲渡します。特に、農産物の場合はそのものの原価を計算して原価で法人が買い取ります。

機械はその機械の買入資金の種類によって異なります。集落営農組織の構成員がお金を出し合って購入したものであれば、有償譲渡か賃貸借によります。国庫補助事業によるものは、市町農政担当課や県の農業農村振興事務所農産普及課と事前に相談することが必要です。特に、国庫補助金による機械等の場合、国庫補助金を返還することなく引き継ぎするには、①財産処分の事前申請、②有償譲渡または無償譲渡による引き継ぎ、③組織の同一性、の3つが重要です。一般的には、法人設立前に市町等を通じて国に財産処分の申請をし、国の承認を受けてから有償譲渡または無償譲渡をします。

特に、「組織の同一性」の要件については国の判断によりますので、あらかじめ市町等を通じて確認することが必要です。

また、譲渡価額は時価です。時価とは一般に市中での取引価額です。農業用機械には市中での取引価額が決まっていないので、JAなどに評価してもらうことが必要です。時価がわからない場合は、簿価（帳簿価額。減価償却費を控除した残存価額）によります（一般に農業用機械の場合は、時価＜簿価ですから、時価での譲渡の方が有利です）。

近年、リースによって機械を保有している集落営農組織が多くあります。リースによるものは、事前にリース会社と相談することが必要です。リースの場合は、一般的にはリース契約を法人が引き継ぐことが可能です。

集落営農組織の場合、多くの機械を所有されている事例があります。全てを有償譲渡するにはそれだけの資金力が法人に必要です。譲渡価額が多額になる場合は、集落営農組織に対して未払いとする「未払金」処理をすることも可能です。無償譲渡の場合は、法人側にその価額分の収益が発生することになります。さらに、当面は賃貸借によって集落営農組織から借り入れ、時価が下がり、法人に買入資金があれば買い取るということも可能です。貸借の場合の賃借料は減価償却費を参考に決定します。減価償却費相当額で借り入れれば、賃借料を受け取った集落営農組織で減価償却費を計上することができます。

このように、資産の引き継ぎには税務上のことも考慮しなければなりませんし、法人の資金力と機械の保有状況によって総合的に判断することが必要です。

Q21 現行の集落営農組織との関係についてどのように整理すればよいか？

A 任意組合の集落営農組織を法人化するため、法人設立によって従来の集落営農組織は清算するのが望ましいわけですが、集落営農組織の保有資産の状況によって一定期間清算できないケースがあります。

例えば、集落営農組織で格納庫を保有している場合、これを法人に譲渡すると多額の資金が必要になります。したがって、こういった場合は、格納庫などの資産は法人に引き継ぐのではなく、集落営農組織に残し、法人が集落営農組織から格納庫を借り受けることになりますので、格納庫を法人が買い取るまでは集落営農組織を存続する必要があります。

一方、集落営農組織の保有資産が少ない場合は、法人設立後に集落営農組織の資産を全て引き継ぎ、集落営農組織を解散することができます。

また、非常に少数ですが、集落営農組織の保有資産を法人に現物出資として集落営農組織を解散した事例があります。

集落営農組織の保有資産が多く、集落営農組織に保有資産を残す場合、法人と集落営農組織で賃貸契約を締結しますが、その家賃等の水準は、格納庫であればその減価償却費相当額が適当です。法人が減価償却費相当額を支払い、集落営農組織は家賃収入を得るとともに減価償却費を計上しますから、集落営農組織で課税利益は発生しません。ただし、毎年集落営農組織には家賃収入という資金が入りますから、集落営農組織ではその構成員の持ち分に応じて収支を配分することが必要です。また、県内の事例では、その資金を集落営農組織で「預かり金」として構成員から預かり、次期の設備投資のための資金として留保しているところもあります。

このように集落営農組織の保有資産の全てを法人に引き継がない場合、集落に従来の農業組合と任意の集落営農組織、新たに設立した法人の3種類の組織ができることになります。県内の事例では、農業組合が農地所有者で構成され、法人は耕作者が中心で構成されていることから、賃借料の決定や農地の利用調整などの両者の利害調整を行う組織をもっている集落があります。法人設立の際に農道・水路の維持管理や畦の管理など農業関係の諸業務を再整理して、それぞれの組織に何を担ってもらうのか、といった検討をおすすめします。

Q22 集落内に事務手続きに精通した人材がいない場合、どの様に設立事務を進めたら良いのか？委託することも可能か？

A 集落内に法人設立事務に精通した人材がいない場合、司法書士に委託することも可能です。ただ、設立事務のほとんどは文書作成です。集落営農組織の構成員の家族にはパソコン・ワープロを使い慣れた若い人も存在すると思います。定款や登記申請書などの書類は書式が決まっていますし、関係機関にはそのデータがあると思います。そういったデータを入手して、関係機関や法務局に相談して集落営農組織で決定された事項を当てはめて書類を作成することは容易です。

一方、従来、法人の登記は法務局の各支所でも取り扱われていましたが、近年法人の登記は大津地方法務局に移管されつつあります。よって、集落営農組織を法人化する場合は、多くの集落営農組織で大津地方法務局へ出向かなければならなくなります。このような状況ですから、登記申請まで集落営農組織でできない場合は、定款や登記申請書などの書類は集落営農組織で作成して、登記申請事務を司法書士に委託することをお勧めします。

ただ、定款や登記申請書は誤字・脱字があってはなりません。どうしても、事務手続きができない場合は、直接もしくは顧問税理士を通じるなどして、司法書士に委託することになります。



Q23 法人に全て「お任せ状態」となり組合員の協力が弱くなる事例があると聞くが？

A 県内の集落営農組織の運営には、集落の地理的条件や人材の確保状況によって様々なものがあります。大まかに分類すると、①「組合員全員参加型」と、②特定のオペレーター等で全てをまかなう「オペレーター型」があるようです。

集落営農組織を法人化する場合、事業目論見書を作成します。その事業目論見書には「従事関係」という項目がありますが、集落の実態に応じて組合員・地主にどのような役割を果たしてもらうのか、といったことを農業組合など関係者とともに十分検討する必要があります。

例えば、集落の麦・大豆の配分や作付地の団地の決定、農道・水路の管理などの生産手段としての農地の維持管理に関わる仕事は農業組合等の業務と位置づけ、集落営農組織は水田の中の仕事を担当する、といった取り決めをしている集落もあります。また、畦の草刈りは地主の義務として面積単位や距離を単位として委託する、水管理は危険な作業を任せられない高齢者に委託する、など様々です。

また、県内の集落営農型農業法人の状況をみると、法人設立当初は「組合員全員参加型」であったものが「オペレーター型」に移行する傾向もあるようです。こういった状況ですので、上記のような地主、組合員、法人の役割を集落の状況に応じてルール化することが必要です。

農業従事者の高齢化がすすんでいる現状で、若い人の出役・育成は大きな課題となりつつあります。集落内に若い人がいないのかということではありません。多くの集落では若い人が住んでいるものの集落営農組織に参加していないのです。それではどのようにして営農活動に若い人の参加を促すのでしょうか。一人に参加を求めても出役しにくいので、集落の関心のありそうな若い人に「友達を連れてきてもいい」と言って仲間との参加を促しているケースや若い人の「小遣い稼ぎに」と出役の際はその日に労賃を支払っている事例もあります。要は若い人が参加しやすい環境を作っていくことが重要です。

役員についても同様で、若い人の関心のありそうな大型機械の操作から参加してもらって、徐々に営農活動の幅を広げ、経験を積ませて責任を与えている事例もあります。なかには集落のイベントの企画から運営を任せて自信をもたせ、営農組合の役員候補として育てていくという事例もあります。

次ページに組織体制や人材確保の取り組みなどについて、普及指導員の調査研究で取りまとめた結果を掲載していますので、参考にして下さい。

(普及指導員の調査研究による調査結果)

表 調査結果一覧表

集落営農組織		A 生産組合	(農) B	(農) C
経営概要	設立*	平成3年	平成元年	平成13年
	営農タイプ	1 集落1農場方式	1 集落1農場方式	1 集落1農場方式
	経営面積	73.8ha	35.6ha	47ha
	組合員数	83戸	29戸	84戸
組織体制	役員体制	役員は15名。組合長、副組合長2名会計の下に営農企画班、栽培班、労務班、機械施設班を配置し、各班正副班長を入れて3から4名で構成している。 役員会への諮問機関として、正副組合長・会計・各班班長・監事で構成する企画会議を設置している。	役員は6名。組合長、副組合長、営農部、機械資材部、新規事業部、販売部を配置している。 役員会の重要案件を検討する機関として、現行役員に次期役員を加えた拡大経営委員会を設置している。	役員は15名。組合長、副組合長2名の下に総務部、生産労務部、設備・機械部を配置し、各部長を入れて3または6名で構成している。法人の理事は、正副組合長と各部長の6名となっている。役員会への諮問機関として理事会を位置づけている。理事会は、議事録を作成する協議事項とそうでない事項分けて開催している。
	出役体制	育苗管理は、専任高齢者。水管理は、集落を5ブロックに分けて在宅高齢者が管理している。 防除・穂肥施肥等中間管理は自営業が中心に管理している。 基幹作業、畦畔除草は全戸出役が原則といった作業分担方式を採用している。	育苗管理、水管理は高齢者3人に管理委託している。水稲作業時間16時間の内6時間が管理委託時間である。 その他基幹作業は全戸出役といった作業分担方式を採用している。	水管理は在宅高齢者に、圃場管理は営農組合から委託費を支払って組合員にしてもらっている。大豆の選別は、女性・高齢者に委託している。 その他基幹作業は全戸出役といった作業分担方式を採用している。
人材確保の取組	人材確保方針・計画	一般的に、水稲労働時間14hr/10aとすると所有農地10aあたり2日は出役する必要があることを組合員に浸透させている。	年間総労働時間から水田面積割合で各戸の出役日数を決め、総会で詰っている。 兼業先の問題、健康上の問題、家族労力不足については、生産組合に委託できるよう規程を整備している。	年間労働時間時間間から水田面積割合で各戸の出役日数を決め依頼している。 高齢等出役できない場合は、「余裕のある」組合員に委託し、その組合員の持ち分として出役日数が計算される。営農組合への全面委託は認めていない。
	営農組合への参画意識向上	人材確保方針・計画について明文化したものはない。しかし、利益(配当)を受けるためには、生産組合に参加しなければならないという暗黙の了解がある。	収穫祭等組合活動のコミュニケーション活動を高めている。親世代から若者世代への出役者の代替わりのため、30歳代の若者世代の参画が重要である。 体協→実行組合→自治会の役員を経て生産組合の役員になる流れはある。 30歳代10人を次世代の運営の中心人物と位置づけ、収穫祭等生産組合のイベント企画・実行を任せている。イベントを通じて、役員の実験を養成する。	30歳代は営農作業を経験し、組織運営のための理解を高める。40歳代は役員業務を経験し、50歳代からは組織運営を担う中核的人材に登用するといった計画的なキャリア開発を実施している。これにより世代間のバランスのとれた役員構成を実現している。 10年後の組織がたちゆかなくなるため、30歳代は必ず役員に入れる。 できるだけ集落の多くの人を営農組合の何らかの役割・関係を持たせるようにしておく。
	構成員能力・技術レベル把握	集落内のことであり、誰がどのような仕事をしているのか等はみんなの知る場所であり、組合で把握しなくても分かっている。 会計は銀行OB、税理士、機械施設整備は、電気屋・整備士がいる。	役員候補は、その素養について現役員があたりをつけている。いわゆる農材部の良いところである「ムラの機能」によりどのようなことが得意か否かは自然と情報が入る。	農業機械ごとに作業日報を作成し、作業内容と作業時間が記載される。そのデータから作業効率を算出し、役員がオペレータ能力を評価している。
	情報発信	情報誌は年4回発行し、営農情報を組合委員に周知している。 ログは県単ソフト事業で検討したが、作成していない、初代組合長は「楽々農業」と言っていたがCIはない。	年によっては、経営管理委員会だよりを発行した。春・秋のイベントにより情報発信している。経営スローガン(理念)は組織設立時に作成し、明文化して総会資料に記載するなど常に周知している。 その他、毎年行動指針を作成し、これも総会で周知している。	情報誌は特に発行していない。経営理念は組合の定款に記載し、総会で確認している。
	栽培管理能力向上	標準収量を目標としているので、指導機関発行の栽培暦等がマニュアル代わりである。作業記録がベースとなる。失敗事項は、口頭で役員へ報告している。	作業機にマニュアルを備え付けてあるが、十分読んでくれないのが悩みである。	約50種類のマニュアル(機械の操作手順・作業のポイント・作業経路等)を作成している。オペレータの意見により随時修正して完成度を高めている。最近では確認事項に関するマニュアルを追加している。
作業部員等育成の取組	作業遂行能力向上	人員配置は経験の浅い(若手)とベテランの組合せにより作業をしてもらうよう配慮している。 新しい作業機やコンバイン作業では農機メカに来てもらって事前研修を実施している。	それぞれの能力差もあるので、適材適所を基本としている。全戸出役型のデメリットである同じ機械に乗る機会が少ないので、複数年で技術取得できるように考えている。 若手は、作業機械の扱いは早く習得できるが、下回りの仕事の覚えが悪いので、作業機→下回を経験することにより、作業機械が効率的に動くための下回り作業を理解することができ、結果的に作業効率上がる。 基幹作業前に実技講習会を実施している。	新人オペレータは熟練オペレータがマンツーマンで1年間かけて指導し、1年後に技量評価を行うといったOJTシステムを導入している。日替わり作業体制のバツキを少なくするため、作業遂行責任者、オペレータ、準機械作業者、補助作業者の4つの職域階層別人員配置を構築し、人員変更の場合は同じ職域階層内で行い、同じ技能レベルの作業班編成を実現している。 基幹作業前に実技講習会を実施している。
	栽培管理能力向上	栽培暦を基本とした栽培管理に心がける。	栽培管理(品種・栽培方法・作付時期・肥培管理・収穫・土づくり・圃場管理等)にかかる重点取組計画を作成し、その実績評価を行うことで、次作への改善計画に反映させている。(総会時)(PDCA)	作業日報、資材投入記録、機械日報、収穫物量管理表等の記録データを専用のソフトで数値化し、情報共有するとともに、改善活動に向けた判断材料・動機付け材料として活用している。(PDCA)
	技術伝承	マニュアルは作成していないが、ベテランからOJTで技術を身につけるようにしている。	集落営農前に営農していた(60歳代)は20年のキャリアがあるので、全作業経験者のノウハウを活かすようにしている。	マニュアル作成とベテランからOJTで技術力を伝承させる。
	役員育成の取組	役員は、各組(5組)から専任される。選任基準は特に定めていないが、40～65歳までで、兼業先の仕事の状況、子育て等家庭の事情を配慮している。 正副組合長は、過去に役員経験があるものが選ばれる。それ以外は、メンバーを見てから担当部署を決める。役員任期は2年であるが、特に若い役員はいろんな部署を経験してもらうため、班替えを行っている。適材適所+ジョブローテーションを基本としている。	理事は経営委員会6名で、次期役員6名を含めた拡大経営委員会が運営している。 任期は2年であることから2年目の後半は拡大委員会を開催して次年度計画の検討を行っている。 組合設立時の理念を持った組合員(5名)のうち誰かが役員の中にいるようにすることにより、経営方針(理念)を基にした営農活動の継続性を確保している。また、必ず若手役員を入れるよう配慮している。	役員は15名で、30歳代は営農作業を経験し、組織運営のための理解を高める。40歳代は役員業務を経験し、50歳代からは組織運営を担う中核的人材に登用するといった計画的なキャリア開発を実施している。これにより世代間のバランスのとれた役員構成を実現している。 10年後の組織がたちゆかなくなるため、30歳代は必ず役員に入れる。役員会には、元役員(3名)も加わり、アドバイザーとして位置づけ、高度・専門的役員業務の円滑な継承を実現している。
共通事項	職務不満防止	役員は不満を口外してはならない。年4回の親睦の場を設定しており、問題があればその場で話ある。 一般組合員には、作業能力・作業量に差があるのに同一賃金等金銭面不満とオペレータと補助者の労働強度の差の不満があるが、作業者の調整程度で対応している。	不満防止は、個人レベル、個人間の問題は組合として無視している。営農組織運営の妨げになるものは、解決を図る。規約等による明文化は問題が起った後に考えることが重要で、以降同様な問題が起っても同じ基準で対応できる。	不満防止は、個人の利害関係は組合として無視している。組織全体に係る事項は、役員会にあげるかどうかを検討する。いまのところ役員会にあげたものは全て対応している。
	人材活用	兼業先の仕事、資格等の技能については、集落のことであり、自然とみんなの知るところとなり、特に組合として情報を整理していない。	人材を活用した組織運営は重要である。小さい集落のことであるから、兼業先のことや資格の保有等の情報は自然と集まってくる。特に組合として情報を整理していない。	総務部門は、公務員の総務・企画部署の仕事経験者、生産部はJAの営農指導員等、機械部は工場施設納入担当、工場内溶接・旋盤担当など集落の人材をフル活用している。 法人化に伴い、雇用契約を締結したが、そのときに履歴書の提出を求めたところ、様々な資格を保有していることが分かり、情報としてストックしている。

*法人は、任意組合設立年を示す。

Q24 従事分量配当の考え方は？

A 従事分量配当は農事組合法人の定款に定めがあります。定款例の第43条第3項には、「事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。」と記載されています。このように従事分量配当は日数だけでなく「労務の内容」、「責任の程度」に応じて支払うことが可能です。

したがって、水稻・麦・大豆作業だけでなく園芸品目など、労務の内容が異なりますから、労務の内容に応じた単価設定が可能です。また、主作業や補助作業、役員の仕事はそれぞれ責任の程度が異なりますから責任の程度においても労働単価を変えることも可能です。

しかし、あまり単価設定を細分化すると計算も複雑になりますから、現状の集落営農組織の実態にあわせ、おおまかに労賃単価を設定し、必要に応じて細分化していくのがスムーズだと思います。

また、特に役員報酬は税務上給与として取り扱われますが、役員報酬は従事分量配当と併給することができます。~~役員報酬を給与として支払うことが困難な場合は、役員報酬分を従事分量配当に含めて支払うこともできます。~~

労務の内容×責任の程度



Q25 農事組合法人が今後経営困難に陥った場合の対応方法、解散方法は？

A 集落営農組織を法人化する目的は様々ですが、多くが「集落の農業・農地を維持・発展させたい」との思いで農事組合法人を設立されています。法人はそのための仕組みですから、本来、法人は永続し、その運営をする人間が世代交代等によって代わっていくことになります。

そのため、法人が経営困難に陥らないように、不断の努力が必要になります。集落営農組織の強みは集落内にいろんな能力を持った人材が存在し、人数も一定のボリュームがあることです。したがって、毎年の決算書から経営状況をチェックしつつ、経営環境と集落営農組織の強みを分析して早めに「次の手」を打っていくことが必要です。県内の事例でも「常に集落に刺激を与えるようにしている」という役員も存在しています。

こういった不断の努力に関わらず、残念ながら経営困難となった場合は、解散もしくは合併ということになると考えられます。集落の農業・農地を担ってきた法人が継続できないわけですから、集落の農業・農地をどのように守っていくか、といった課題が残ります。よって、①法人を解散して近隣集落の担い手に任せるか、②近隣集落に集落営農型農業法人がある場合は解散して近隣集落の同法人に参加するか、③解散せずに近隣集落の同法人と合併するかを選択になると考えられます。

農事組合法人の解散については、定款によって解散事務を進め、解散後2週間以内に県へ「解散届」を提出する必要があります。

定款例の第35条の特別議決の事項として解散が規定されています。また、第45条に「残余財産の分配」として解散する場合の残余財産の分配の規定があります。

したがって、解散にあたっては、①総会の特別議決として解散と残余財産の分配方法の議決を行い、②総会の決定にしたがって残余財産の分配を行い、③解散登記を行う、ことになります。

なお、定款例による残余財産の処分方法は、次のようになります。

- ・ X (解散する事業年度の貸借対照表の資産総額－負債総額) $>$ 出資額
出資額 $+ \alpha$
(一般的に「 α 」は出資額等に応じて分配する。)
- ・ $X <$ 出資額
出資額 $- X$ を各組合員の出資額に応じて減算

また、解散による清算所得がある場合は法人税等の課税の対象になりますから、解散する場合も税理士と相談することが必要です。

なお、解散については資産の処分（売却等）、負債の清算（返済等）が必要なため、相当の期間を要することが通常です。

合併には吸収合併と新設合併があります。合併の場合も特別議決が必要ですから、総会によって合併を議決し、手続きを進め、合併から2週間以内に「合併届」を提出する必要があります。

Q26 組合員として加入しても、ほとんど出役しない場合は何か問題はあるか？

A 法人に出資したものの、出役ができないことでペナルティーはありません。ただ、農事組合法人の場合、農業生産の協業をはかり、共同の利益を追求することが目的ですから、出役しない組合員が多いことは好ましいことではないと思われます。

また、農業生産法人の場合は、農地提供か常時従事が構成員要件（出資者の要件）になっていますので、農地も提供せずに出役もしない場合は農業生産法人の要件を満たすことができません。

定款には脱退や除名も規定されていますから、このような規定に抵触する場合は、脱退・除名の措置が必要になると考えられます。

Q27 将来世代交代や若手の登用を行う場合、役員(理事)の選出方法はどのように考えればよいか？

A 集落営農組織の法人化は、集落の農業・農地を維持・発展させるためのものです。したがって、法人を永続性のあるものにしなければなりません。よって、役員等の世代交代を円滑にする必要があります。

県内の事例にはQ23の通り、若い人の登用を実現しているところもあります。一般的には、法人の業務で定型的なものから任せるようにして、徐々に複雑な意思決定をともなう仕事を任せるといったことが必要です。そのためには、OJTなどによって計画的に人材育成を図っていくことが重要です。また、農事組合法人の場合は、役員を総会で選出することになっていますが、法人で育成してきた人材を役員に選出するルール化が必要です。

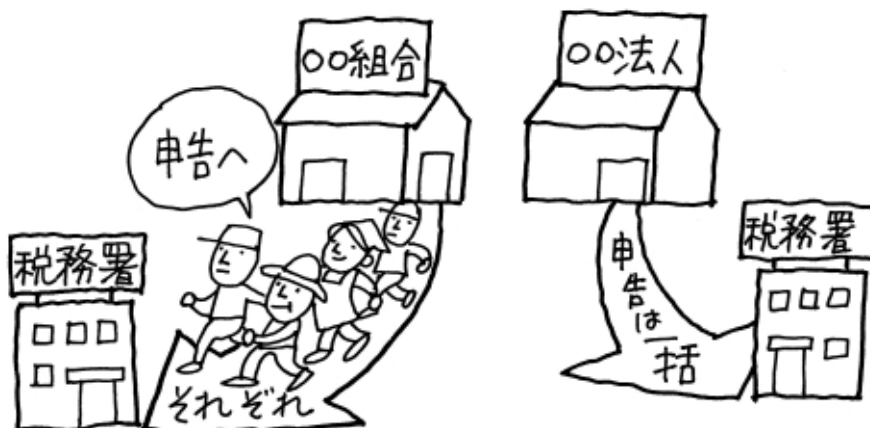


Q28 任意組合と法人の税金負担の差は？

A 任意組合は個人の集合体ですから組織自体には課税されず、任意組合の構成員の申告によって課税されることになります。一方、法人の税金には、代表的なものには法人税・法人事業税・法人住民税（県・市町）があります。また、消費税の課税業者であれば消費税の納付も必要です。

したがって、組織自体の税負担としては、任意組合が「0」に対して、法人は法人税等の負担がある、ということになります。

ただし、法人の課税所得が「0」であれば、法人住民税の均等割だけが負担となります。



Q29 出資金額による課税割合の違いは？

A 資本金額による法人税・法人事業税・法人住民税は次表の通りです。

なお、法人住民税（市町）は区分や金額が異なる場合がありますので、該当の市町で確認して下さい。

○法人税（国税）

法人の種類	所得の金額	税率
普通法人（資本金1億円超）		30%
普通法人（資本金1億円以下）	年800万円超	30%
	年800万円以下	22%
公益法人等・協同組合等		22%

○法人事業税

法人の種類	所得の金額	税率
資本金 1 億円超	付加価値割	0.48%
	資本割	0.2%
	所得割	7.2%
資本金 1 億円以下	年800万円超	9.6%
	年400万円超800万円以下	7.3%
	年400万円以下	5%

* 農業生産法人である農事組合法人が行う農業については、法人事業税が非課税。

○法人住民税

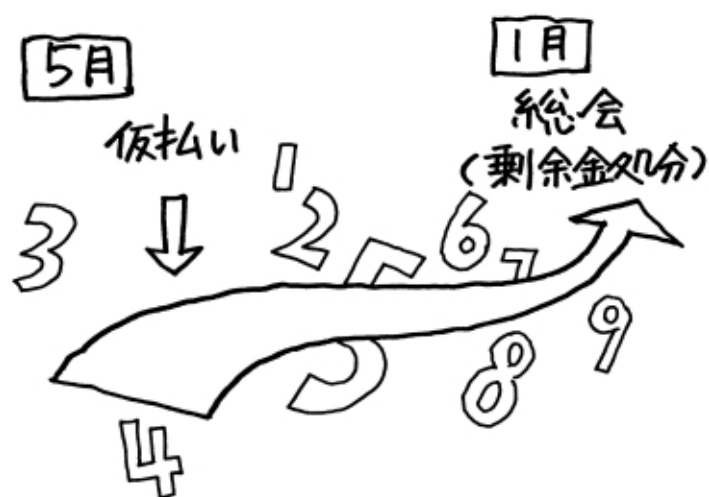
資本等の金額	県民税（年額）		市町民税（年額）*1	
		うち「琵琶湖森林づくり県民税」	従業者数	
50億円超	888,000円	88,800円	50人超	3,000,000円
10億円超50億円以下	599,400円	59,400円	50人超	1,750,000円
			50人以下	410,000円*2
1 億円超10億円以下	144,300円	14,300円	50人超	400,000円
			50人以下	160,000円
1 千万円超 1 億円以下	55,500円	5,500円	50人超	150,000円
			50人以下	130,000円
1 千万円以下	22,200円	2,200円	50人超	120,000円
			50人以下	50,000円

*1；大津市の場合

*2；資本金等の額が「10億円超」

Q30 従事分量配当は期中に仮払いし、期末に内容により単価を変更することは可能か。また、毎年、利益余剰金しだいで単価変更することはよいか？

A 従事分量配当は期末の総会の剰余金処分で決定されます。したがって、期中に支払った労賃は従事分量配当の仮払いであり、剰余金処分によって当初の労賃単価が変更になってもかまいません。



Q31 組合員の家族の出役は、従事分量配当に含む場合と賃金で払う場合の問題はあるか？

A 一般的には、従事分量配当は組合員に対する労賃の支払いですから、組合員以外の家族の出役に対しては給料（賃金）を支払うことになります。なお、組合員の家族（生計を一にする親族）が、所得税法施行令第62条第3項に該当する場合には、組合員の家族の出役分も従事分量配当として支払うことができますが、その支払い額は組合員の従事分量配当と合算して、組合員が申告することになります。

なお、所得税法施行令第62条3項に該当するか否かは、税理士さんに確認して下さい。



Q32 従事分量配当で家族数人が配当を受けた場合、所得税の申告は個人が行うのか、家の代表者がまとめて行うのか？

A 従事分量配当は農業所得として申告します。農業所得は農業経営主（組合員）が申告しますから、家族が受け取った従事分量配当も合算して農業経営主（組合員）が申告してください。



Q33 役員報酬の金額設定はどの様に考えたらよいか？

A 集落営農組織の役員または法人の役員は経営計画・作付計画等の策定や諸業務の意思決定、管理業務や渉外活動など多岐にわたっています。一般に、集落営農組織の場合、役員報酬は非常に少額となっている事例が多いですが、法人設立の際に、その額を役割に応じた適正な報酬額に変更すべきです。

具体的な報酬額については、組合員の感情などの集落内の環境や法人の経営状況にもよりますので、役員報酬の金額設定は総合的に勘案しなければなりません。

役員報酬の金額は、総会で決定されます。したがって、出資者が納得できるものでなければなりません。県内では、役員報酬が安すぎると将来の役員が確保できないと判断し、一定程度の報酬を確保している事例もあります。



Q34 農業経営基盤強化準備金の活用方法と手続きについて教えて。

A 農業経営基盤強化準備金は青色申告を行う認定農業者に対する税制の特例措置です。認定農業者の経営改善計画等に従い、準備金として積み立てた場合、その積立金を損金算入することができます。

さらに、同認定計画等に従い、5年以内に準備金を取り崩したり、受領した交付金等を準備金として積み立てずに受領した事業年度で農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳できます。

集落営農組織の場合、機械等の再投資のための資金は、労賃を分配する際にその一部を「預かり金」として留保したり、再投資の際に構成員から資金を徴収するといった対応をされています。集落営農組織を法人化して、農業経営基盤強化準備金の活用が可能になれば、法人独自で機械等の再投資の積み立てができることになります。

しかし、この積立金を活用する場合、いくつかの留意点があります。一つ目は、機械等の投資計画を具体的にもつことです。準備金は5年間積み立てができますが、6年目には益金算入することになります。したがって、準備金が損金算入されるからといって無計画に準備金を積み立てることのないようにする必要があります。二つ目は、具体的な投資計画を経営改善計画等に反映することです。準備金は経営改善計画等にしたがって積み立てたり取り崩したりすることができる制度ですから、準備金を活用して購入する機械等は経営改善計画等に記載がなければなりません。

手続きの大まかな流れは、①仮決算において準備金を試算し、②近畿農政局地域センターで証明書の発行を受け、③剰余金処分を確定させ、④法人税申告書を提出する、といったものになります。

次ページ以降に農林水産省が作成した農業経営基盤強化準備金のパンフレットを掲載していますので参考にして下さい。また、同制度は積立時や取り崩し時には近畿農政局地域センターの証明書が必要ですので、お近くの地域センターへお問い合わせ下さい。

農業経営基盤強化準備金制度とは？

平成23年7月

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

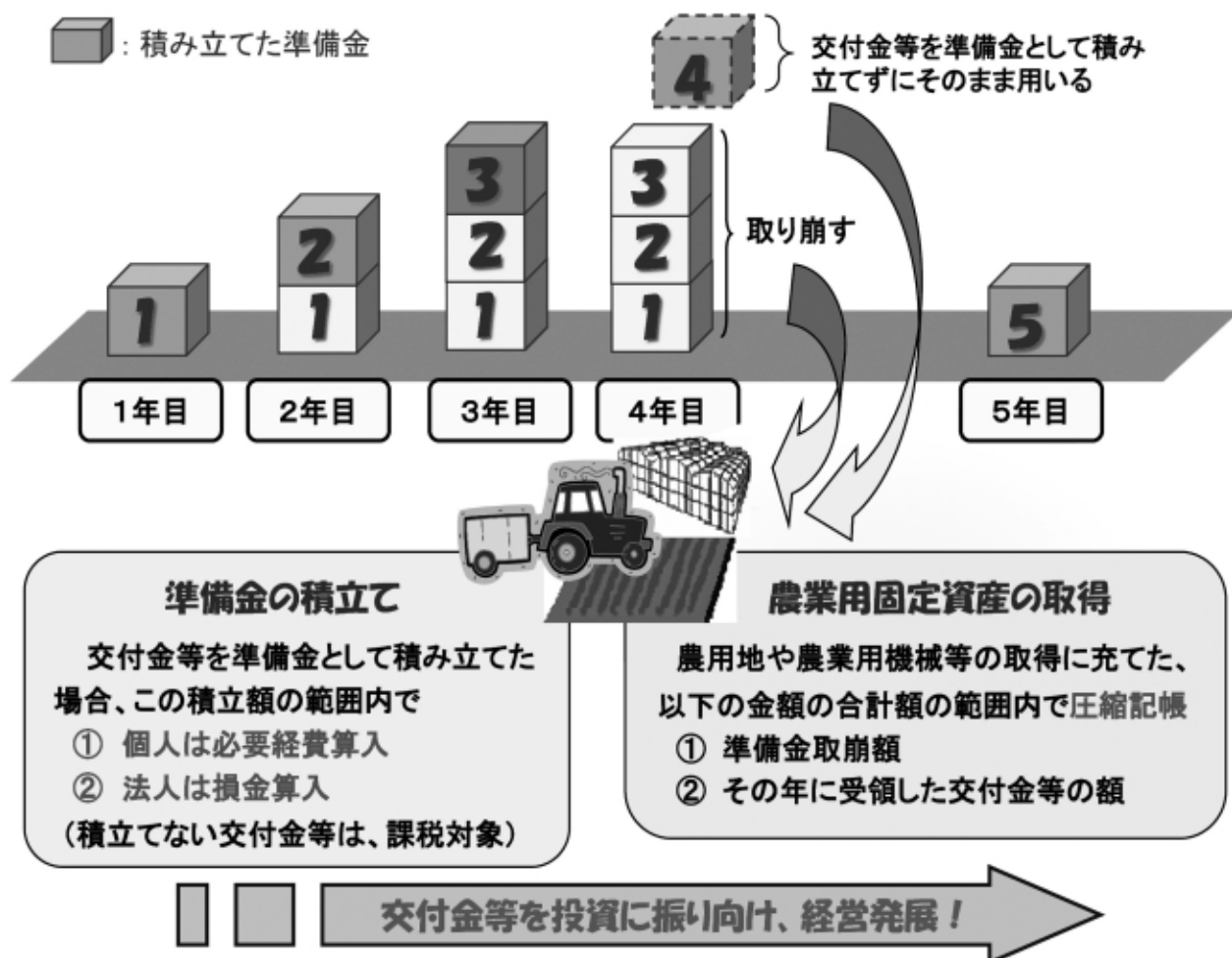
- 農業者が、農業者戸別所得補償制度などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※1できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例)3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



注: 積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。

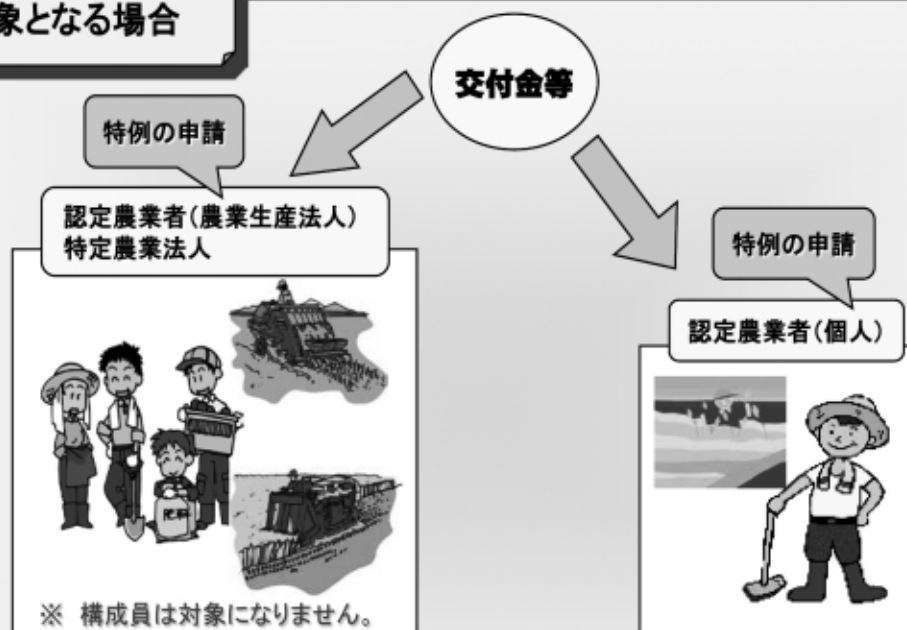
特例の対象となる農業者・計画

- 認定農業者(個人・農業生産法人) ⇔ 農業経営改善計画
- 特定農業法人(認定農業者を除く) ⇔ 農業経営改善計画と同様の計画



交付金等の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う農業者が対象です。

対象となる場合



注) それぞれの農業者が作成する農業経営改善計画等に、この特例を活用して取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件となります。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、事前に計画への記載・承認が必要となります。)

対象となる交付金等

(平成23年度予算)

○農業者戸別所得補償制度の交付金

- ・畑作物の所得補償交付金
- ・水田活用の所得補償交付金
- ・米の所得補償交付金
- ・米価変動補てん交付金
- ・加算措置(規模拡大加算、再生利用加算、緑肥輪作加算)

○環境保全型農業直接支援対策の交付金

- ・環境保全型農業直接支援対策交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。)

○水田・畑作経営所得安定対策の交付金

- ・収入減少影響緩和交付金

対象となる農業用固定資産

準備金制度を活用できる農業用の固定資産は、農用地と農業用の機械その他の減価償却資産です。

○農用地

農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地
[基盤法第4条第1項第1号]

○農業用の機械その他の減価償却資産

農業用の構築物と農業用設備(機械及び装置)など[耐用年数省令の区分によります。]
(例)果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、乾燥機、精米器、飼料裁断機など

注)建物、建物附属設備、車両及び運搬具などは、対象となりません。中古品も対象となりません。

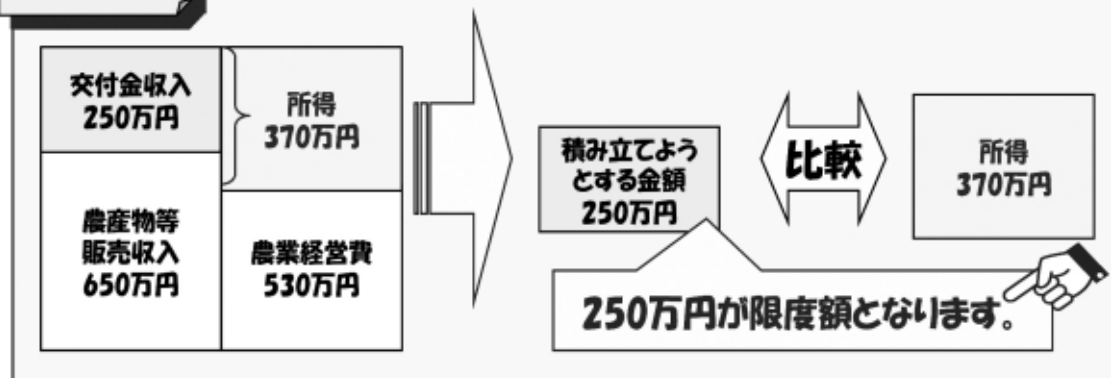
必要経費(損金)算入限度額

(1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ

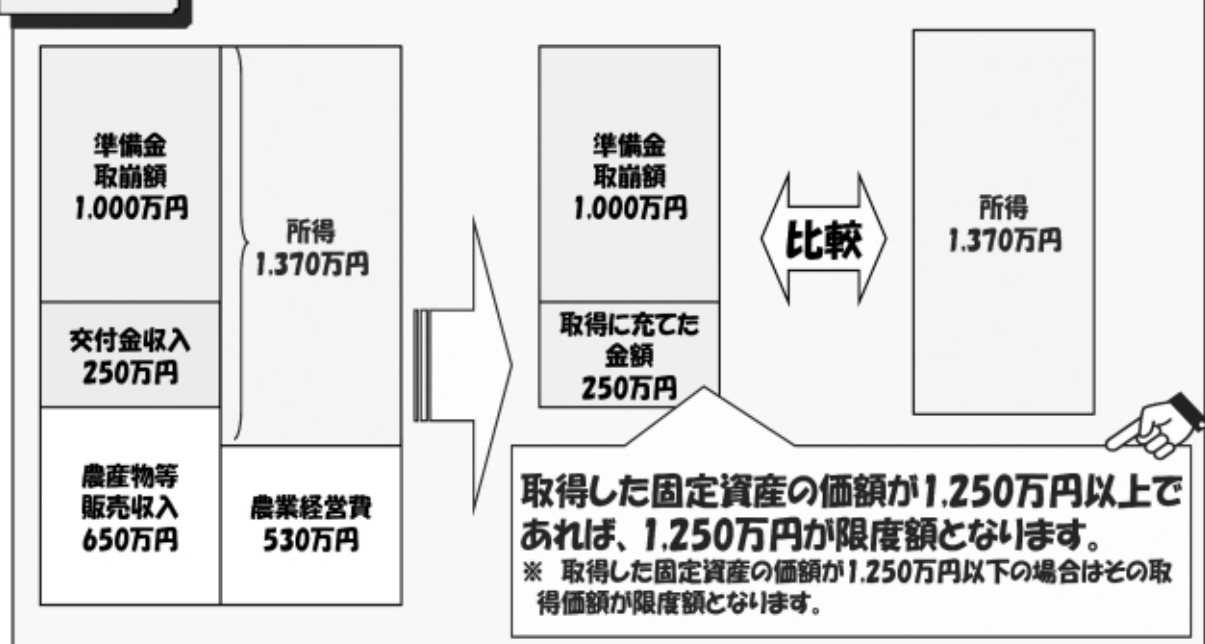


(2) 農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ



農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

認定農業者
農林さんの場合

(所有水田:6.0ha、転作率1/3
(米:4.0ha、麦2.0ha、大豆2.0ha))

(単位:万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額A (B+C)	900	900
うち農産物販売額B	650	650
うち交付金等収入額C	250	250
必要経費金額D (E+F)	780	530
うち農業経営費等E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額F	250	0
課税対象所得金額G (A-D)	120	370
税額 (G×12%※)	14	44

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

1年間で30万円の効果

積み立てた準備金の取崩額1,000万円とその年に受領した交付金等250万円を用いて、1,500万円の農業用固定資産を取得した場合

5年以内に積み立てた準備金を取り崩して農業用固定資産を取得しなかった場合

取得した農業用
固定資産
1,500万円

固定資産の 帳簿価額 250万円	必要経費(損金) 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円	収入(益金) 準備金取崩額等 1,250万円
------------------------	---------------------------------------	------------------------------

収入(益金)
1年目に積み立てた
準備金の取崩額
250万円

1年目に積み立てた準備金250万円は6年目に取崩し収入(益金)として課税対象

取得した農業用固定資産を圧縮記帳(P1の※1参照)し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金等の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺

30万円の納税
(250万円×12%)

農業経営基盤強化準備金の活用により更なる投資促進!!

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
交付金等を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金等収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化 準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤 強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤 強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化 準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

この証明・申告手続は、青色申告を行っている方であれば、さほど難しくありませんが、不明な点があればお気軽に地方農政事務所等にお問い合わせ下さい。



積立時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金等の交付決定通知書等の写し
(P2左下の各交付金等に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表(2年目以降、前年の確定申告書の控用の写)

取得時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金等の交付決定通知書等の写し
(P2左下の各交付金等に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表(準備金を充当する場合)
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等

担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制担当
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5140 (直通)03-3502-6441

Q35 法人化後も組合員個人が青色申告で個人所有の機械を経費処理したいが可能か？

A 青色申告は事業主に認められた制度です。したがって、組合員個人の自営の農業経営等があれば青色申告が可能であり、個人所有の機械の減価償却費の計上も可能だと考えられます。詳しくは、税理士さんに相談して下さい。



Q36 農作業事故への対応方法は？

A 集落営農の場合、大型機械が導入されており、農作業事故のリスクも高くなります。よって、労災保険や傷害保険への加入をおすすめします。

労災保険は労働者に対する保険で、保険料は事業主である法人が負担します。加入するためには労働基準監督署への手続きが必要です。ただし、代表理事は労働者ではありませんので、労働基準監督署での手続きでは労災保険に加入できません。代表理事も含めて法人で労災保険に加入するには「労働保険事務組合」(※1)を通じて全ての方が労災保険に加入することになります。

ただし、代表理事の加入種別は特別加入の中小事業主等として加入します。この種別は一般の中小企業の社長と同様のものです。一般の労災保険との違いは保険料だけであり、一般の労災保険が賃金の12/1000に対し、特別加入は代表理事が日当を定め、それを基に計算(※2)されます。日当の金額は出役日当と同等とされている法人が多いと思われます。集落営農型農業法人の場合、年間の保険料が一般の労災保険のものより特別加入の方が高くなります。このことから、「高い分は個人で支払う」といった代表理事がおられましたが、代表理事も世代交代を前提にすれば、全ての保険料を法人が負担すべきです。

加入方法は、代表理事の特別加入もするのであれば、労働保険事務組合に委託することが必要ですし、特別加入をしなくても労働保険事務組合に委託すれば加入ができます。代表理事の加入をしない場合は、労働基準監督署で手続きができます(下表参照)。

また、不幸にも労災事故が発生した場合は、委託する労働保険事務組合へ連絡すれば同事務組合で手続きを進めてくれます。労働基準監督署で加入された場合は、労働基準監督署への手続きが必要です。

農業の場合、危険な作業が伴います。よって、従事者に対する安全教育を十分心がける必要があります。県内でも農機具メーカー・販売店に依頼して安全教育も含めてオペレーターの講習を実践している事例もあります。

民間の傷害保険会社でも労災事故に対応するような保険があります。JA共済でも「農作業中傷害共済」という制度があります。こういった保険は一時金ですが、例えば入院が必要となった事故などの場合、この保険を使って「見舞金」を支給することも可能ですので、労災保険と併せて傷害保険にも加入することが重要です。

○労災保険の加入方法

提出先	提出書類	備考
労働保険事務組合	入会申込書 労働保険事務委託書	
労働基準監督署	保険関係成立届 概算保険料申告書	保険関係が成立した日から10日以内 保険関係が成立した日から50日以内

※1；県内の農業向けの労働保険事務組合

- (1) JAグループ滋賀労働保険事務組合(事務局；JA滋賀中央会)
加入対象；個人の農業者、集落営農型農業法人
- (2) 滋賀県農業法人労務協会(事務局；滋賀県農業法人協会(滋賀県農業会議))
加入対象；個人・有志による農業法人

※2；特別加入の保険料計算方法

日当×365日×12/1000

Q37 オペレーターの確保方法、効率的作業を進めるための作業管理方法は？

A どのような作業でもそうですが、労働者が気持ちよく働ける環境づくりが必要です。オペレーターの確保には、①適正な労賃単価、②OJTなどによる教育、③参画意識の向上などのことが必要です（Q23の「調査結果一覧表」参照）。

また、作業管理においては、数ヶ月先までの「出役カレンダー」を作成・配布し、出役当番の組合員等の都合に応じて組合員等で出役を調整している事例が多くあります。さらに、「出役カレンダー」作成時には、組合員の勤務状況等の生活環境を役員で共有化してあらかじめ調整している事例もあります。



Q38 集落外の人をオペレーターや役員にできるのか？

A 集落外の人にオペレーターを依頼する場合は、雇用するか組合員として働いてもらうかといった選択となります。定款で集落外の人でも組合員になれるのであれば、組合員として働いてもらうことも可能ですし、単なる従業員として働いてもらうことも可能です。定款の規定で集落外の人が組合員になれないのであれば、雇用して賃金を支払うことになります。

また、農事組合法人の役員（理事）は組合員でなければなりません。したがって、定款の規定によって集落外の人が組合員になれるのであれば役員に選出することも可能です。



Q39 法人設立にかかる経費40万円を助成する事業(戸別所得補償制度)について 教えて。

A 地域農業の持続的な発展のためには、集落営農（任意組織）を持続性のある経営体（法人）に育成することか必要となります。

このため、農業者戸別所得補償制度推進事業において、法人化した集落営農組織に対して、法人登記などの事務費相当として、1法人当たり40万円が助成されます。

○交付対象となる集落営農組織は、次のとおりです。

- ①事業実施年度の3月10日までに法人設立登記を行った集落営農組織であること。
- ②事業実施年度に農業者戸別所得補償制度に加入していること。
- ③構成員が複数戸であること。
- ④集落等を単位とした農作業受託組織を基礎として設立された法人であること。

○交付を受ける場合は、「集落営農の法人化支援申請書」に次の書類を付けて、市町または地域農業再生協議会に提出します。

- ①法人設立登記事項証明書
- ②定款の写し
- ③構成員名簿

手続きについて詳しいことは、最寄りの市町または地域再生協議会にお問い合わせ下さい。

Q40 農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算について教えて。

A. 農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算については、農業者戸別所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化事業(※)により、農地を面的集積するために新たに利用権を設定した面積に応じて、農地の受け手に交付される交付金です。

交付金の単価は、10 a あたり20,000円です。

○交付の要件としては、次のとおりです。

①農振農用地区域内の農地であること。

②交付を受ける年度の4月1日から2月末日までに、農地利用集積円滑化事業(※)により、公告が行われた利用権設定であること。

ただし、利用権は存続期間が6年以上のものが対象です。

③面的集積された利用権の設定であること。

面的集積とは、同一の農業者によって経営される2筆以上の農地がまとまりを構成しているもので、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
- ・2筆以上の農地が農道または水路等を挟んで接続しているもの
- ・2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの
- ・段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
- ・2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- ・農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの

○交付の申請は、「規模拡大加算交付申請書」を作成し、2月末日までに地域農業再生協議会に提出してください。

※農地利用円滑化事業

各市町に設立された農地利用集積円滑化団体(滋賀県では主にJA)が、農地の所有者から農地の貸付け等の委任を受け、農地を面的にまとめて意欲ある農業者に貸付け等を行う事業です。

Q41 農業用機械等を導入するための経営体育成支援事業について教えて。

A. 経営体育成支援事業は、新規就農者や経営発展を目指す農業者など多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備を支援する事業です。

ここでは、集落営農組織が農業用機械を整備する際、活用できるメニューをご紹介します。

①集落営農補助事業

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援する事業です。

○対象となる集落営農組織は、次の要件を満たしている必要があります。

- ・農家3戸以上が構成員に含まれている団体であること
- ・規約、代表者を定めていること
- ・目標年度までに農産物の共同販売経理を行うこと。
- ・支援計画の承認までに法人化していない団体であって、目標年度までに法人化することが見込まれること。

○補助率 1/2以内

②融資主体型補助事業

集落営農組織などが、金融機関からの融資を活用して農業用機械などを導入する場合、融資残の自己負担部分について助成を行う事業です。

○対象となる集落営農組織は、次の要件を満たしている必要があります。

- ・規約、代表者を定めていること
- ・目標年度までに農産物の共同販売経理を行うこと。

○対象となる整備内容は次のとおりです。

- ・農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・農地等の改良、造成又は復旧

○融資主体型補助事業の場合は、融資率が50%を超えることが要件となります。

具体的な要件や手続きについては、最寄りの地域農業再生協議会へお問い合わせください。

Q42 補助事業で導入した機械・施設などの引継手続きは、どこに相談すればよいのか。

A. 通常、国の補助事業等により取得した農業用機械・施設等を有償で譲渡する場合、補助金相当額の返還が求められます。

しかし、任意団体である集落営農組織の法人化を進めるために、集落営農組織が、農業生産法人か計画等に基づいて設立した農業生産法人に有償譲渡する場合（法人化前の任意団体と設立した法人が、実質的に同じ組織と見なされる場合に限りです。）は、補助金相当額の返還を求めないこととされています。また、無償譲渡の場合も、処分制限期間の残期間内で補助条件を継承する場合は、補助金相当額の返還を求めないこととされています。

ただし、これらの特例を受けるためには、譲渡する前に農林水産大臣に財産処分の手続きをし、事前に承認をもらうことが必要となります。

財産処分申請にあたっては、財産処分承認申請書に加え、

- ・財産管理台帳の写し
- ・譲渡される資産の評価額（第3者による見積書）
- ・農業生産法人化計画
- ・法人化以前の組織の組合員名簿
- ・法人の発起人名簿・構成員名簿
- ・事業目論見書
- ・農業機械の現物写真

などの書類の添付が必要となります。

具体的な処分手続きについては、県、地域再生協議会にご相談ください。

なお、譲渡方法については、有償譲渡や無償譲渡などがありますが、それぞれ課税額が異なりますので、税理士さんにご相談ください。

Q43 適当な補助金が見あらず、機械や施設の導入が思うように進まない。

A. なるべく機械や施設の導入経費負担を軽くしたいと思うのは当然ですが、補助金に頼るのはよくありません。補助金がつかないと導入できないという考え方に問題があります。

組合としては、中長期経営計画を作成して計画的な運営に当たりましょう。その一環として機械や施設の更新・導入計画、資金計画、導入したときの効果の試算などを検討しておきましょう。

その計画を市・町やJAと相談しましょう。計画の実行に当たって活用できそうな補助事業があれば「ラッキー！」ぐらいに考えたいものです。

補助事業や制度資金の内容は年度によって変わり、手続き等に時間のかかることも多いので、補助事業を活用するときは早めに関係機関に相談するのが良いでしょう。

○経営体育成支援事業（Q41）参照

○機械の更新を予測して積み立てをしましょう。農業共済の農機具更新共済制度は有利です。

